

---

平成24年大和町議会予算特別委員会会議録（第2号）

---

平成24年3月7日（水曜日）

---

応招委員（17名）

委員長	秋山富雄君	委員	浅野正之君
副委員長	平渡高志君	委員	鶉橋浩之君
委員	藤巻博史君	委員	上田早夫君
委員	松川利充君	委員	大友勝衛君
委員	伊藤勝君	委員	中川久男君
委員	堀籠英雄君	委員	中山和広君
委員	高平聡雄君	委員	桜井辰太郎君
委員	堀籠日出子君	委員	大崎勝治君
委員	馬場久雄君		

---

出席委員（17名）

委員長	秋山富雄君	委員	浅野正之君
副委員長	平渡高志君	委員	鶉橋浩之君
委員	藤巻博史君	委員	上田早夫君
委員	松川利充君	委員	大友勝衛君
委員	伊藤勝君	委員	中川久男君
委員	堀籠英雄君	委員	中山和広君
委員	高平聡雄君	委員	桜井辰太郎君
委員	堀籠日出子君	委員	大崎勝治君
委員	馬場久雄君		

---

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

副町長	千坂正志君	生涯学習課 主幹	犬飼元子君
教育長	堀籠美子君	生涯学習課 主幹	藤井裕二君
教育総務課長	織田誠二君	生涯学習課 主幹	和田一史君
教育総務課 参事 (学務担当)	鈴木一史君	公民館副館長	後藤良春君
教育総務課 学務班長	石川誠君	公民館 主幹	宮崎由美子君
教育総務課 学校給食 センター所長	齋藤秀明君	町民課長 (国保・ 年金班長)	内海賢一君
教育総務課 主幹	佐々木光則君	町民課窓口 サービス班長	村田良昭君
生涯学習課長 (まほろば ホール館長)	森茂君	町民課 主幹	鈴木伸明君
生涯学習班長 兼文化財班長	櫻井和彦君	町民課 主幹	櫻井修一君
総合運動公園 副所長兼 体育振興班長	八巻幸弘君	環境生活課長	菅原敏彦君

環境生活課 環境生活班長	大友健一君	保健福祉課 福祉班長	文屋猛夫君
環境生活課 主幹	清水善治君	保健福祉課 長寿・介護班 長	高橋正春君
環境生活課 主任主査	齋藤美沙子君	保健福祉課 健康づくり班 長	長谷勝君
保健福祉課長	瀬戸啓一君	保健福祉課 子育て支援班 長	浅野美代子君

---

事務局出席者

議会事務局長	浅野喜高	主幹	曾根秀子
議事班長	瀬戸正志		

## 審査対象課

- ・教育総務課
- ・生涯学習課
- ・公民館
- ・町民課
- ・環境生活課
- ・保健福祉課

午前9時58分 開会

委員長（秋山富雄君）

それでは、ちょっと時間が早いようですが、おそろいになったようでございますので、皆さんおはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の審査はお手元に配付の審査日程により進めてまいりますので、円滑な議事運営にご協力をお願いいたします。

審査に入る前にあらかじめ申し上げます。審議に当たっては、簡潔明瞭にわかりやすく、また、答弁においても同様をお願いいたします。

これより審査を行います。

審査の対象は、教育総務課、生涯学習課、公民館です。

説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番大友勝衛君。

大友勝衛委員

それでは、三つ、四つぐらい質問をしたいと思います。

予算書の79ページです。教育費の中学校費14節の使用料、賃借料ということで、たしか説明では中体連、あるいは駅伝等々のよそ用のバス借り上げというようなご説明でありましたけれども、中体連はたしか県の競技場を使って行われたと聞いておりますけれども、まずもって郡内でそういった中体連そのものが開催できないのか。どうだったのかということをもまず1点目、質問をいたしたいと思います。

さらには、きのういろいろと現場を見させていただきましたけれども、社会教育総務費の工事請負費、82ページの宮床歌の小径修繕工事について100万円の計上が予算措置されておるとおもいますけれども、この辺はあれを整備してから12年ぐらいしかたなっていない中で、また同じような材料での整備をされるようでありますけれども、腐食のないような材料は果たしてないのか。当然また10年後、同じような経過をたどるように私なりに感じるわけですが、その辺の検討をなされたのかどうか。

それから、87ページの保健体育費、保健体育総務費の広場管理費でございますけれども、現在、広場が五つほどある中で、震災瓦れきの一時的な仮置き場として使われておりますけれども、それについていつまで瓦れきの搬送といいますか、それがいつなくなるのか。そしてさらにその後の広場の整備をどうなされるのか。それらを含めてまずご質問いたしたいというふうに思います。

委員長（秋山富雄君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

おはようございます。

それでは、ただいまの質問にお答えいたしたいと思っております。

まず中総体関係、23年度のいろんな各種大会について、大和町内での会場でできなかったのかということでのご質問でございます。基本的には、ああいった中総体については中総体の事務局が企画運営しているということで、町としては特に会場選定についての関与はしていないというところでございます。23年度につきましては東日本大震災の影響がありまして、被害が体育施設、町内・郡内であったというようなことで、会場を選定するのに大分苦慮したというようなお話は聞いております。

そういった中で、陸上競技大会については県営の陸上競技場を使って開催されたというところがあります。これにつきましては、22年度から県の陸上競技場を使って開催されているというようなこととなります。この辺を事務局のほうに事情等を問い合わせますと、まず現在、担当する先生方の人数が少なくなってきている。そういった限られた人数の中で運営する

ためには、設備機械等が整っている場所が優先的に選ばれるというふうなことで、計器類といったものの設備が整っている県営陸上競技場での開催というようなことで聞いております。

なお、24年度につきましては、大和町でも総合体育館が復旧しておりますので、従来22年度まで行われていたような形での会場での開催は可能になっているかということは考えております。ただ、これにつきましても実際に大会を運営する事務局のほうで決定するというようなこととなりますので、事務局と連携をとりながら会場選定に当たっていききたい、協力していききたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（秋山富雄君）

生涯学習課長森 茂君。

生涯学習課長（まほろばホール館長）（森 茂君）

おはようございます。

ただいまのご質問にお答え申し上げます。

歌の小径の池にかかります橋の修繕でございますが、ご指摘のとおり腐食をしております、大分腐ってしまして修理というようなこととなります。今回、予算等を措置していただいておりますので、この予算の範囲の中で、やはりおっしゃいますとおり湿気の多い場所でございますので、腐食しないような材料の検討をさせていただくようになると思いますので、よろしくお願い申し上げます。

あと広場管理費でございますが、震災瓦れきを置いておきましたのは鶴巣山田レクリエーション広場、落合三ヶ内レクリエーション広場の2カ所でございます。現在、鶴巣山田の広場につきましては先日確認しておりますが、撤去完了しまして整地をしておる状況でございます。三ヶ内につきましても約3分の2ぐらいでしょうか、現在、一生懸命搬出作業をしておりますので、3月中には撤去完了しまして整地するような運びとなっております。

以上でございます。

委員長（秋山富雄君）

13番大友勝衛委員。

大友勝衛委員

それでは今、中体連等々あるいは陸上競技場のご説明をいただきましたけれども、昨年は私もわかっている限りでありますけれども、今年もという、大会事務局が決定するものだというお話ですけれども、私が残念と思うのは、やはり郡内の中で役割分担なり何なりをしながら、それらについては家族、父兄、おじいさん、おばあさんもいらっしゃるわけでありませう。当然、孫の活躍なり何なりを目の当たりに見たいというのが基本的な考え方でないのかというふうに思います。これは将来の総合グラウンドのあり方も含めて検討しなきゃいけない問題だろうと思いますけれども、やはりそういった会場が郡内で不足するという、これは残念なことであって、やはり早期にそういった整備計画も再度、検討し直ししながら、でき得る限り郡内の中でこういう大会が開かれればいいなというふうに私は希望するわけでありませう。ぜひその辺、前向きな形でのご検討をお願いしたいというふうに思います。昨年は仕方なかったということはわかりましたけれども、今年度さらには来年に向けてこういった大会事務局とも行政側もお話をしなきゃならないんだだろうと思いますけれども、それらをあわせてご検討いただければというふうに思います。

それから歌の小径です。材料等については検討されるということですので、これはまた10年ぐらいかかれば腐食するというような整備でなく、もう少し長持ちするような経費を節減できるような改修をすべきだというふうに思います。それらについても再度、要はプラスチック製品とかいろいろなものが多分あるんだだろうと思いますけれども、ぜひその辺も検討されるべきだというふうに思います。

それから、三ヶ内レクリエーション広場は3月中に完了ということで、搬出が終わるということで、具体的なその後の整備についても今回予算措置されておるか、ちょっとそこまではこの中では読みかねたんですけれども、それらもあわせてきちんと従来どおりのレクリエーション広場としての機能が発揮できますように、きちんとした対応をしていただきたいというふうに思います。



ただ、一つ先ほど質問漏れがありましたので、追加的なあれで申しわけありませんけれども、宮床中学校の体育館、屋内運動場の図面を初めてきのう見させていただきましたけれども、2階の武道といいますか、多分、柔道か何かをする場所だと思えますけれども、せっかくつくるにはちよっと狭隘過ぎるんじゃないのかなというふうに思ったわけですがけれども。今は大和中学校、旧吉岡中学校だったんですが、今の体育館を見ますと、上に畳を敷いた柔道の練習場になっていますけれども、余りにも狭くて危険でないのかなという気がしております。やはりその辺は十分に検討されての設計をなされたのか、その辺をお伺いしたいというふうに思います。

委員長（秋山富雄君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

お答えいたします。

陸上競技大会が県営の陸上競技場を使用されているというようなことで、大和町にも総合体育館、総合運動場ということで立派なトラックをそろえている中で、向こうで開催されるということにつきましては、私どももちょっと残念に思っていますし、22年から県営の陸上競技場を使っているんですけれども、事務局のほうにはこちらのほうからも要望はしておりますが、なかなか人員の問題、それから設備的なもの、それからある程度雨が降っても順延することなくスケジュールどおりやれるというようなこととか、そういったことがありまして、事務局のほうでは向こうを選んでしまうというようなことになっております。引き続き要望というかお話しさせていただきたいというふうには思っておりますけれども、そうなった場合、施設の整備というものが絡んでくると思います。その施設の整備については、所管が生涯学習課になるんですが、その辺については相談していきたいと思えますけれども、今すぐというわけにはいかない部分があるかと思えますので、事務局のほうには大和町での開催という要望は続けていきたいと思っております。全く委員と同じ気持ちでおります。

それから、宮床中学校の体育館ですけれども、図面を今お持ちでしょう

か。宮床中学校の屋内運動場は、今度の建設計画の中にはステージの部分であって、2階の部分のフロアというのはメンテナンスギャラリーのみとなっております。武道場については現在、防衛の補助で建てております体育館のほうを武道場に充てるということで、24年度から体育の武道が必修になるというようなことで、大和中学校、宮床中学校とも柔道を選択しておりますけれども、宮床中学校については柔道場を防衛の補助で建てた体育館を武道場に充てる、柔道場に充てるということにしておりまして、新しく建てる体育館につきましてはメインのアリーナ1階の部分のみというふうになっておりまして、2階部分についてはメンテナンスギャラリーのみとなっております。

以上でございます。

委員長（秋山富雄君）

大友勝衛委員。

大友勝衛委員

中学校の中体連とかの競技場については、今ご答弁いただきましたのでわかりますけれども、中学校のそれについてはこの図面では武道場と書かれています。今の説明とちょっと違うと思うんですけれども。

委員長（秋山富雄君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

武道場でなくて武道棚、棚です。はい。

委員長（秋山富雄君）

13番大友勝衛委員。

大友勝衛委員

余り細かいので見間違ったというか、読めなかったということが正確なようでありますけれども。そういった武道をする場は別にあるということ

ですので、それについてはわかりました。ただ、これではバスケットを2面つくる計画ですね。これはゴールが前に出てくるような設計になっていますか。

委員長（秋山富雄君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

バスケットボールのコートにつきましては、正式な形での公式試合ができるようなものは1面しかとれないんですけれども、練習用というようなことで2面とれるような大きさとなっております。今お話しのとおり、実際に練習する際にはボードが前に出てくるような形での設計となっております。

委員長（秋山富雄君）

13番大友勝衛委員。

大友勝衛委員

そうすると、コートから壁までは2メートルぐらい最低でもとれるというふうに思ってよろしいんですか。今ここに松川議員もいらっしゃいますけれども、当時のPTAで吉岡中学校を建てる際に、やはりシュートして余裕がなければ壁にぶつかって危険じゃないかということで設計をし直ししていただいて、少し幅を広げたという経緯があるものですから、せっかくつくるのであればそういった危険性も含めて十分であるのかということ十分に検討されて建設されるべきだというふうに思いますので、もう一度その辺をお伺いして。

委員長（秋山富雄君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

お答えします。

バスケットボールのボードにつきましては、前に出てくるような形になっていまして、壁とボードとの空間、2メートルくらいはとれるかと思うんですが、委員の心配されるようなことのないような形での施工については十分留意していききたいというふうに思っております。設計については前に出てくるようなものになっておりますけれども、その出てくる距離といったものが安全上、問題ないような形で施工については考えていききたいというふうに思っております。

委員長（秋山富雄君）

13番大友勝衛委員。

大友勝衛委員

せっかく建てて未来永劫使われるわけでありますから、やはり安全も含めて立派なものがぜひ完成されますことを期待しまして、終わりたいというふうに思います。

委員長（秋山富雄君）

4番平渡高志君。

平渡高志委員

今に関連して宮床中学校の体育館、けさ私もちょっと宮床のPTA会長、またいろんな面で地元で活躍している方にちょっと聞いてきたんですけども、場所が今の体育館の裏側が財産区の土地であるという話なんです。何であっちのほうを少し広げて、逆に今のところだとグラウンドが本当に狭くなるというのが宮床の地域の方々のお話なんです。この前、議長も社会文教常任委員会の席で、あの場所で野球場のライト側が60メートルぐらいしかなくなると、そういうような話もあったわけです。それで中学校と現状のPTAの役員の方々とお話したということですが、今の役員といっただってもう3年、2年でいなくなるわけです。地域の方々はずっとそこに住んで、そこを利用するの方々です。そのコンセンサスがいかにとれていたのかということだけれども、とれていなかったような気が、私きょうの話もちょっと聞いてきて。

何で体育館のそっち側のほうに建てなかったのかなと、場所の設定がです。財産区で2,000万円を出すという、財産区の人たちはどのような話だったのかねと。ただ宮床の人たちがおとなしいから、いやこうだって言われればそうなんだなという感じで出したんでないかなという話です。ですから、おとなしくないのであれば今の場所に設定するということはおかしいんだ、はっきり言って。校庭がもう本当にいきなり狭くなる。今は杜の丘がだんだん人口もふえてくるような状況です。そうした場合、この体育館で面積をとっていいのかと、グラウンドが本当に狭くなるという私の感じでした。ですからもっと、せつかく今大友委員が言ったように、いいものをつくってあれば、やっぱり地域の方々からも喜ばれるような施設でなければ、私はだめでないのかなと。校庭が死んで体育館だけ生きたって私はちょっとおかしいと。その点どうでしょうか。

委員長（秋山富雄君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

まず最初に、校庭が狭くなるという部分についての質問に回答させていただきますけれども、今回、運動場を建設しようと予定している場所につきましては、現在駐車場として使われている部分ということで、グラウンドとしての位置づけはなされていない部分でございます。ですから確かに何も無い更地の場合ですと、その部分もボールが転がっていったりというようなことでの利用というのは可能だったとは思いますが、確かに建物が建つことによって圧迫感なり狭くなる感じはあるというふうには思いますが、とりあえず今現在、グラウンドとして使っている部分でないところに駐車場の部分に建てるんだというようなことで、グラウンドが狭くなるというようなことについては必ずしもそうではないのかなというふうに思います。確かに距離的に60メートルくらいしかないということになりますと、その辺については使う段になれば狭いというふうを感じる部分が出てくるかもしれませんが、その辺は広いグラウンドなものですから、工夫をしながら使っていければいいのかなというふうに思っております。

それから、建物の今ある校舎、体育館の東側ですか、財産区有地を造成してということをご質問でございますけれども、これにつきましては所有者、財産区のみでなくて個人の方の所有も一部入っているというふうに聞いておりますし、財産区だけの土地ではないというふうに思っておりますし、そうしますと用地買収からも含めてかなりの経費と時間が必要になってくるのかなというようなことで考えております。そういったことから、地元のほうからも早く建物を建ててほしいというような要望等が随分前から出てきている中でありますので、そういった用地買収なり造成といったものに時間をとられるということについてはいかがなものかということもありまして、今の場所に建てようとしたところでございます。

委員長（秋山富雄君）

4番平渡高志君。

平渡高志委員

しばらく前から要望があったという地元であるならば、何でもっと地元の方々ともっと早く話し合いをしておかなかったのかなと、私はそう思うんです。要望があったのであれば、大体どういう場所にとということまで、やはりただ建ててくれというような要望はしていたと思いますが、いざ建てるとなれば、地元ではその相談も結構やっぱりしてもらえんと思っていました。まさかあそこに建てると思わなかったというのが地元の方々の意見です。ですからせっかくいいことを、この前のいろんな子供たちの子育て支援のやつでも医療費の無料化、それもいいことなんですが、結局、段階を踏まないために社会文教常任委員会にそれを通さないで出すというような話で、急遽、その後、常任委員会を開いた後にまた集まって説明を受けたというような状況がある。

ですからいろんな段階があって、初めていろんな施策が生きてくるわけです。せっかくいいことをしようとしても、段階を踏まないでやったために逆に地元から反発を受けるのでは、さっぱりいいことではないんですよ、これ。地元では必要だと思っているけれども、まさかあその場所に建てるとは思っていないという話が地元の方々の意向なんです。校庭がい

けなくなると。だったらもっとこっちでもよかったんでないかとか。

今の場所に決定する、最終的にはなるかもしれないけれども、その前にやっぱり話をしているんなことを聞いて、そしてここでしかないなというんであれば、私はいいと思うんですけれども。最初からそこありきでやっちゃうから、地元でせっかく建ててもらうのに何でこんなところというふうになっちゃうんです。それは何でもです、進める中で。ですからいいことを自分らでは早くしたからというふうに思うでしょうけれども、当局では。それはやっぱりちょっと違うんです。ある程度の段階を踏んでやらないと、幾らいいことをしたって逆に最後には悪口になっちゃうんです。

課長、そういうことを踏まえてやらないと、あなたたちから見るとしてやっているんだという感じが、私はやっぱり住民にとってはあると思うんです。町ではやってけんだから何も文句ないんでないかと。それではやっぱり住民は納得できないです。課長、その点はどうですか。

委員 長 （秋山富雄君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

段階的に説明をしながら事業を進めるべきではないかということ、事業を進める上で当然そういったことを想定しながら事業を進めるということになるかと思えます。今回につきましては、宮床中学校のあの配置の中での建設というふうなことでございましたので、場所的にはあそこしかないんだろうなというような気持ちがあったことは事実でございます。そういった中で、地元のご意見ということでございますけれども、限られた時間の中でやるといった場合に、どこまで地元のご意見というものを聞きすればいいのかというところもあるかと思えますが、一応私のほうとしての考え方としましては、学校・PTAといった方々のご意見が一番なのかなというふうに考えまして、そういった中での説明をしながら進めてきたということでございます。

委員 長 （秋山富雄君）

4 番平渡高志君。

## 平渡高志委員

ですから学校の意向も大事でしょうけれども、校長先生が10年も20年もいるわけでないし3年でかわる。その中でやはり自分がやっているときに建てたいということが校長としてみれば、職員としてみれば自分たちのいる間にまずこれをやりたいと。そういった中で場所がない、時間がないと言われれば、ああそれではじゃあお任せしますというのが筋です、それは。ただ地元の場合は何十年、何百年といるわけですから、やっぱりそういう方々の意見も聞かないで、今から町の行政を進めようとしたら、幾らいいものを建てても私は失敗すると思います。

ですから今決まったものは今の予算でやる以外にないでしょうけれども、今後いろんなものを進める上では、やはり教育総務課に限らず、いろんな施設を建てる場合は、やはり職員の皆様はそういうことを意識して、せっかくいいものをつくるのであれば、地元また学校等々と協議していいものをつくっていけばなおいいのかなと思います。また、さっき大友委員が言ったとおり、体育館をつくるにしても、さっきのようにスペースをとった中でやらないと、建ててからちょっと狭かったなでは、私は3億数千万円の金をかけてやる意味がないと。その中身も十分に検討してやっていただければと思いますので、一言答弁をお願いします。

委員 長 （秋山富雄君）

教育総務課長織田誠二君。（「教育長に」の声あり）

教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）

お答えいたします。

この宮床中学校の体育館については、私が教育長になってからですから10年ぐらい前からPTAの要望というものが毎年出されて、その前からなんだと思うんですが、私としては10年来聞いてきているところで、今回このようにして実現するということは本当にうれしく思っていますし、学校・保護者の方に相談したときも本当に喜んでもらいました。ただ、今委員からお話がありました地域とのというところで、申しわけありませんが保護者が地域というふうな考え方を持っていて、やっぱり言われたことで



その部分が落ちていたなということを今思っております。今後大きな事業を進めるに当たって、やはり地域の方のお話、ご意見を十分に聞いて進めたいと思います。

よろしく願いいたします。

委員長（秋山富雄君）

ほかにありませんか。

8番堀籠日出子さん。

堀籠日出子委員

それでは、生涯学習課に1点、お尋ねいたします。

84ページのまほろばホール管理費についてお伺いいたします。

まほろばホールにつきましては、町内外から親しまれ利用されている文化ホールであります。その中で、ホールからステージに上がる階段があるんですが、あれは段数が少なくても結構急な階段でありまして、あそこの上りおりが怖いという声が多くあるんですけれども、その階段についてどのように見解を持たれているかお尋ねいたします。

委員長（秋山富雄君）

生涯学習課長森 茂君。

生涯学習課長（まほろばホール館長）（森 茂君）

それでは、ただいまのご質問にお答えします。

ホール関係につきましては、階段の部分のご質問でございますので、後藤副館長が参っておりますので、そちらからお答えをさせます。

委員長（秋山富雄君）

公民館副館長後藤良春君。

公民館副館長（後藤良春君）

今、右と左側に二つの階段があつて大変傾斜が急なことは確かでございます。それでまほろばホールといたしましては、ホールのイベントについ

てなんですけれども、例えば成人式とか、委員さんも見ているとおり、その場で介添えとか転倒防止のため必ずつくようにしております。あとNHKのこの前の子供さんが上がるようなときとか、そういうときは必ず付き添いをいたしまして安全のほうに対処しております。また、階段を緩くしますと前の席にどうしてもぶつかってしまいますので、今の階段の角度を変えるのはなかなか難しい状況にあります。

以上でございます。

委員長（秋山富雄君）

8番堀籠日出子委員。

堀籠日出子委員

介添えしていただいているということで大変ありがたいんですが、やはりこれからあそこを使う方々というのはご高齢の方が多いものですから、そんな中で介添えがあったにしても怖いというお話が大分多くありますので、介添えしているということでもありますので、ぜひその介添えについては安心して階段の上りおりができるような充実した手助けをできるような事業にしていただければと思います。

委員長（秋山富雄君）

公民館副館長後藤良春君。

公民館副館長（後藤良春君）

委員の言うとおり、これからも町民のために安全を欠かさないようにしていきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

委員長（秋山富雄君）

ほかにありませんか。

6番高平聡雄委員。

高平聡雄委員

それではお伺いをします。

資料の78ページの9款2項3目の小学校の維持管理費721万2,000円、あわせて80ページの9款3項3目の0500、中学校の同じく維持管理費の1,488万5,000円、これの内訳をお聞かせいただきたいと思います。

それと社会教育費につきましては、80ページの9款4項1目の総務費11節需用費の2万1,000円、あわせて2、3、4、5、6、同じく需用費それぞれ2万1,000円、9万円、145万1,000円、95万4,000円、3万円。これらの重立ったものをお聞かせください。

86ページ以降の9款5項1目から9款5項7目まで、同じく需用費の10万円、12万6,000円、20万円、178万6,000円、68万6,000円、118万円、297万2,000円。これについても同じくお聞かせをいただきたい。

以上です。

委員長（秋山富雄君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

すみません、今の需用費の箇所をもう一回お願いしたいと思います。

委員長（秋山富雄君）

6番高平聡雄委員。

高平聡雄委員

学校管理費の78ページ、9款2項3目小学校維持管理費721万2,000円、ございませんか。ああごめんなさい、小学校は76ページでした。ごめんなさい。需用費ではないですから。ごめんなさい、施設管理費ですから78ページの、ありますよね。整備費です。いや需用費じゃなくて小学校維持管理費721万2,000円、全体のこれの中で。需用費等分かれておりますけれども、この維持管理に係る内容を教えてくださいということです。中学校費も同じです。

委員長（秋山富雄君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

お答えします。

78ページの小学校維持管理費721万2,000円のうち、維持管理に要する経費と管理に関する経費についてということです。まず11節の需用費関係の中には、修繕料として107万4,000円を計上しておりますけれども、これの主なものとしましては、施設の小破修繕に係るものがこちらのほうに入っております。それから13節の業務委託料関係につきましては、設備関係の管理ということで点検、FF暖房機それから自家用の電気工作物、消防設備といったものの保守点検についてのものが計上しております。15節の維持管理ということに入るかどうかなんです、工事請負費については便器を和式から洋式に直すための費用等の計上をしております。以上が小学校の維持管理に係る部分です。

続きまして中学校、80ページになりますけれども、3目施設整備の中の中学校維持管理費1,488万5,000円の内訳となりますが、これにつきましては中学校が2校ありますけれども、中学校2校の施設維持管理ということでの計上となっております。11節につきましては修繕料というようなことで、これも小破修繕に係るものを一応見込みということで、具体的にここということではなくて、今後予想される部分を含めての見込みで修繕料を計上しております。13節委託料の業務委託につきましては、小学校費と同じような形での設備関係の保守点検、FF暖房機、ダムウェーター、自家用の電気工作物、消防設備等の保守点検でございます。15節の工事請負費関係につきましては、宮床中学校は現在、浄化槽で下水処理をしておりますけれども、これは農業集落排水事業へ切りかえするというための工事費の計上となっております。

続きまして、教育総務課関係ですと85ページ、教育ふれあいセンター管理費関係が教育ふれあいセンターの維持管理に要する経費をこちらのほうで計上しております。管理経費としましては11節の修繕料、これも小破修繕ということでの見込み額の計上、あと業務委託につきましても小学校、中学校と同じような形での施設設備の点検のための委託料等を計上しております。あと6目の森の学び舎活動費関係でございますけれども、これは86ページの業務委託になります、これは維持管理といえますかどうか、

清掃それから建物の管理といったものの委託料を13節のほうで計上しております。

以上でございます。

委員長（秋山富雄君）

生涯学習課長森 茂君。

生涯学習課長（まほろばホール館長）（森 茂君）

ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず、81ページのほうでございます。社会教育総務費の11節需用費の修繕料でございます。2万1,000円でございますが、これは公用車の車検のときの修繕料でございます。

続きまして、83ページです。修繕料、公民館のほうです。2万1,000円、こちらも公用車の車検のときの修繕料でございます。

続きまして84ページ、文化財保護費の需用費の修繕料9万円、これは信楽寺ほかの史跡の小破修繕並びに現場調査の水中ポンプ等の修理費でございます。

続きまして、まほろばホール管理費、84ページの11節需用費の修繕料でございます。これはホール内の非常誘導灯の修繕並びに公用車の車検費用です。それから冷温水配管用の膨張タンク交換、これは暖房・冷房に使うものの機械の交換でございます。

それから、86ページになります。9款5項1目の保健体育総務費、11節需用費の修繕料10万円、これは武道館東側支障木の伐採でございます。余り木が伸びまして、屋根のほうにぶつかっているということで支障木の伐採分でございます。

それから87ページ、体育センター管理費の11節需用費修繕料の12万6,000円でございますが、これは水銀灯の交換修繕料でございます。

それから広場管理費のほうの11節修繕料、20万円。こちらの広場の修繕料については、玉ヶ池レクリエーション広場の看板の修繕料でございます。

それから、総合運動公園の管理費の需用費の修繕料でございますが、公用車の車検修繕、それからサブアリーナのカーテン修繕、失礼しました、

体育館の浄化槽の関係の修繕でございます。浄化槽の曝気エア管修繕等でございます。

それから、同じく88ページ、ダイナヒルズ公園管理費のほうでございます。11節需用費修繕料68万6,000円でございますが、テニスコートの水銀灯のランプの取りかえ修繕でございます。同じくテニスコート照明の分電盤の修理でございます。

それから最後に、自転車競技場の管理費の11節需用費の修繕料でございます。こちらにつきましては、走路のクラック等の補修関係の修繕料でございます。

以上でございます。

委員長（秋山富雄君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

大変失礼しました。学校給食センター費の関係の維持管理でございます。この中で維持管理に係るものとしたしましては、やっぱり11節需用費の中の修繕料関係が建物維持管理をする費用で、小破修繕関係の経費の見込みで計上をしております。

あと委託料は大部分、給食の調理業務の委託というふうなことになるんですが、その中でも委託料としまして、いろんな厨房機器関係の施設の設備の維持管理のための点検等の委託料が主なものとなっております。

以上でございます。

委員長（秋山富雄君）

6番高平聡雄委員。

高平聡雄委員

小学校維持管理費と中学校維持管理費、あと今ご説明いただいた給食センター費、これの11節需用費の小破修繕とひとくくりで言われてもちょっとわからないので、ことしの場合は見込みだということなんだろうと思いますけれども、昨年どういうものに使ったか、例として教えてください。

あわせて、それぞれの担当の部署にお伺いをするんですが、この施設管理の履歴書、要するにこれを使用し始めてからのこれまでの需用費あるいは大きな、小破修繕じゃなくて大規模改修だとか、あるいは入れかえだとか、そういうものの履歴簿をお持ちかどうかお聞かせください。

委員長（秋山富雄君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

まず最初に、今年度の修繕の内訳、主なものということでございますけれども、多いのは給水関係のもの修繕が多いのかなと思っております。それから履歴簿ということでございますけれども、施設については施設台帳というようなことで管理はしておりますけれども、大規模以外の小規模のものについての履歴簿等について、大規模についてはその都度、履歴簿のほうに登載しておりますけれども、小破、細かいことについての管理までは、そこまでの履歴簿はないという状態です。

委員長（秋山富雄君）

生涯学習課長森 茂君。

生涯学習課長（まほろばホール館長）（森 茂君）

ただいまのご質問にお答え申し上げます。

小破修繕等につきましては、ガラス窓の破損による修繕並びにトイレの詰まりの修繕等が主でした。大規模なもの等の入れかえですとか履歴簿ということでございましたが、当初予算におきまして財政課より、4年間の中で改修をどう進めるのかというふうなことでございましたので、4年間分の修繕等については提出をいたしております。年度ごとにそれぞれ、例えば屋根の塗装でございますとか、いろいろ分けて当初予算の際には提出させていただいております。

以上です。

委員長（秋山富雄君）

6番高平聡雄委員。

高平聡雄委員

今、森課長のほうからお話がありましたけれども、きのう財政課のほうにもお伺いをして、4年間の計画書の存在については確認をさせていただいておりましたけれども。私が先ほどお伺いしたのは、建物については建設をした後、どういったものにどれぐらいの修繕あるいは管理費がかかっているかということを経年で確認していくものという意味でお伺いしたものでありますし、そういったものが必要なのではないかという立場からお伺いをしているわけでありまして。と申しますのは、これまでの会計、単年度での決算ということで、長くても4年だとかそういったものでしか管理をされておらなくて、建物の場合は30年、50年という中での使用ということもないわけではないですし、その中ではしょっちゅう修繕、管理等に係る部分というものが当然違ってくるし、かかる部分については何回もかかるというようなことにもつながるわけでありまして。

そういった中で、会計も今は企業会計ということで経年での管理ということにお金の管理もなっておりますし、これをチェックしていくためには、そういう経年の調査管理というものは必要なのではないかというふうには思っております。その必要性について、ぜひ今年度検討いただいて、先ほども申しましたように財政課のほうにも申し入れておりますので、それが学校関係だけあるいは社会教育関係だけということではなくて、町全体として一つのマニュアル、あるいは台帳の中で管理できるような形におさまるように検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。

委員長（秋山富雄君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

お答えします。

今までですと施設の維持管理といいますと、今後の修繕計画なり今後の見込みの中で計画を立てるといようなことにどうしてもいきがちです



し、当然そういった形での管理、修繕計画なり建設計画なり、そういったもので5カ年計画なりをもって修繕するというようなことについては対応はしてきたところなんです、そういった履歴の部分についての管理というものは、ちょっとおろそかになっていた部分はあるのかなと思います。ただ、非常に難しい問題を抱えているのかなとは思いますが、例えば施設一つとっても建物だけですと維持管理は割と簡単に、そういった履歴簿というものはできるかと思うんですが、それ以外の修繕関係、設備ごとの修繕となりますと、これはちょっと膨大な作業になってくるのかなというふうには思いますが、ただ建物を管理するというような観点から考えると、委員おっしゃるとおりの形での管理というものは、今後考えていかないともまずいのかなというふうに思います。

委員 長 （秋山富雄君）  
生涯学習課長森 茂君。

生涯学習課長（まほろばホール館長） （森 茂君）

ただいまのご質問にお答え申し上げます。

大規模改修等というふうにおっしゃいましたので、建物の耐用年数が何十年、数十年というふうになりますので、施設の台帳等管理簿の備考欄に、大規模の改修等が行われた際に記入をしてまいりたいと思います。

以上です。

委員 長 （秋山富雄君）  
ほかにありませんか。（「休憩」の声あり）  
それでは、暫時休憩します。  
休憩の時間は10分間といたします。

午前10時57分 休 憩

午前11時07分 再 開

委員 長 （秋山富雄君）  
再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

10番浅野正之委員。

浅野正之委員

二、三点ちょっと質問をしたいと思います。

予算に関する説明書の17ページであります。13款1項2目教育費分担金、これは103万5,000円ですね。昨年よりも2万3,000円の増であります。これは解釈の仕方なんでしょうが、地方自治法の分担金の224条では、利益を受ける者からその受益の限度において分担金を徴収することができるという条項があります。そうするとこれはこの説明書の中から判断すれば、日本スポーツ振興センターから町が分担金を受けるといふような解釈でよいのでしょうか。そうした場合、今度は町の条例、分担金使用料とかあるいは加入金及び手数料に関する事項についてという条例で、市町村はこれを設置しなければならないというふうな条項があるんですが、町ではこれを設置しているのかどうか、ちょっとお伺いしておきたいと思っております。

あと、18ページの6目教育使用料、今年度は1,549万6,000円。前年度よりも32万4,000円の増であります。この使用料はどうして増になったのか。使用料の改正を行った記憶は、私は持っておりませんが、どのように扱われたのか。

あと、極めて幼稚な質問なんです。20ページの15款2項5目教育費国庫補助金3節中学校補助金、公立学校施設整備費2分の1、これは宮床中学校の体育館を指すのでしょうかけれども、3,939万5,000円の補助なんです。これは公立学校の施設を整備する場合は2分の1ということを考えれば、これは総額3億ちょっとなんです。2分の1ですから1億5,000万円の補助金があってもよいんじゃないかというふうに極めて感覚的に考えたんですが、この辺のところを教えてください。

以上です。

委員長 (秋山富雄君)

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

それではお答えします。

確かに17ページの教育費分担金で教育総務費分担金、日本スポーツ振興センター分として小学校分が69万円、中学校が34万5,000円でございますけれども、これについては保護者からの負担金ということになります。保護者から日本スポーツ振興センターで保険のようなものなんですけれども、学校内の管理下においてけが等があった場合についての治療費といったものが支給されるんですが、その掛け金分について2分の1を保護者負担、2分の1を町が負担して行っている事業でございます。一応これにつきましては分担金条例等の条例は用いないで運用しているところのものでございます。

実際に支給されるのは現在、医療費関係ですと3割が自己負担となりますけれども、3割プラス1割分、4割相当分がスポーツ振興センターから支給されるということで、3割分は医療費に充てる、残りの1割分については交通費的な意味合いで1割加算されて4割というふうな形になっております。ただ、これにつきましては24年度から乳幼児医療が拡大されまして、子育て安心条例というものに基づいて運用されますと、医療費関係については町のほうから3割負担されて自己負担ゼロということになります。そうしますとスポーツ振興センターからの支払いについては、重複支給はだめだということになりますので、1割分がスポーツ振興センターから保護者等に支給されるというような内容となっております。

それから、教育使用料の関係ですけれども、教育総務課関係ですと1節小学校使用料、2節中学校使用料と4節森の学び舎使用料等についてが該当になりますけれども、これらについては例年どおりの積算となっております。

それから国庫補助金の関係です。宮床中学校が今回、事業費で3億数千万円の事業費を盛っておりますけれども、国のほうでは国庫補助対象額というものが定められておまして、宮床中学校ですと既に文科省の補助金をもらって建てている体育館が720平方メートルほどあります。その分を差引いた分の、現在の宮床中学校くらいの規模ですと1,260平米くらいの面積が該当要件になるんですが、今回は補助対象となるのはその1,260から既存の720を差引いた面積に係る分が補助対象となるというふうな

ことで、こういった金額となっているものでございます。

以上です。

委員長（秋山富雄君）

生涯学習課長森 茂君。

生涯学習課長（まほろばホール館長）（森 茂君）

ただいまのご質問にお答え申し上げます。

教育使用料の増の部分でございます32万4,000円の増でございますが、これはほとんどまほろばホール使用料でございます。今回、震災等に遭われました沿岸部、石巻、多賀城方面、塩釜方面から各高校、中学校の音楽会等、多数ご利用いただきました。それで今年度の実績に合わせまして若干、増加を見込んだものでございます。

以上です。

委員長（秋山富雄君）

10番浅野正之委員。

浅野正之委員

教育総務課長の国庫補助金は十分に理解しました。この前、私が質問しておりましたので、私の聞き落としでございます。どうもすみませんでした。

17ページの分担金ですが、条例を用いないというふうな答弁でしたが、どうしてこれは条例を用いないのでしょうか。13款分担金及び負担金というのは大体決定しておるんですが、これで分担金に関する規制及び罰則もあるんです。どうして条例を用いないのか、その理由をお示しいただきたいと思います。

あと使用料、その趣旨は金額的なものは了解しましたが、特にまほろばホールの732万円の使用料、維持管理費は幾らぐらいかかっておりますか。もし維持管理から逆に算出すれば、使用料が安いのではないかというふうな考えも出てくるわけです。あげるという意味ではありません。そういう考え方も介在するというふうなことです。

それから総合体育館、総合運動公園使用料644万3,000円。これは体育館も含んだ料金と解釈していいんですか。そうするとこれも維持管理からいえばどうでしょうか、使用料。この使用料は何年前に設定して今の状態になっておるのか、お聞かせをいただきたい。

委員長（秋山富雄君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

お答えします。

分担金条例を用いないでの分担金徴収ということでございますけれども、分担金条例を用いないでの徴収について、このような形でずっとやってきた経緯がある中で、ちょっとその辺のいきさつは私も把握していない部分があるんですが。ただ、このスポーツ振興センターの事業の内容については、町村によっては全額、町のほうで負担してやっているところもあるようですし、大和町の部分ですとちょうど半分をいただいているというようなことで運営をしております。そういった中で、ちょっと確認させていただきませんが、なぜ条例で用いていなかったか、その辺の経緯の確認は調べないと回答できないということでございます。すみません。

委員長（秋山富雄君）

生涯学習課長森 茂君。

生涯学習課長（まほろばホール館長）（森 茂君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

まほろばホール使用料、総合体育館使用料、使用料の設定をしておるわけでございますが、維持管理費と比較してということでございます。使用料につきましては平成14年に改定してございます。まほろばホールにつきましては、後藤副館長のほうからお答え申し上げます。

委員長（秋山富雄君）

公民館副館長後藤良春君。

公民館副館長 （後藤良春君）

お答えいたします。

使用料に対して維持管理費が大変多いということ、委員のおっしゃるとおりでございます。それで84ページなんですけれども、ここでまほろばホールの管理費全体が表示されております。全体で8,655万5,000円ほど経費がかかっております。ただ、まほろばホール利用ですけれども、昨年災害がありまして、まほろばホールに沿岸部また県内からいろんなお客様に来ていただきました。それで利用が大変よかったということで再度、その場で申し込んでいただいたので、日曜日に関しては大体24年度、土日に関しては埋まっておる状態で大変よい傾向になっております。

また使用料の料金が伸びないというか、少ないと言われたんですけれども、それに関しては大和町文化協会があります。大和町文化協会に加入いたしますと、使用料に関して2分の1ということで決めさせていただいておりました。それで使用料に対して2分の1。あと県下で大変数が多い文化協会の活動になっておりますので、その活動の一役を買っているのかなと考えております。

以上でございます。

委員長 （秋山富雄君）

生涯学習課長森 茂君。

生涯学習課長（まほろばホール館長） （森 茂君）

それでは、総合運動公園につきましては八巻副所長が参っておりますのでお答えをさせます。

委員長 （秋山富雄君）

総合運動公園副所長兼体育振興班長八巻幸弘君。

総合運動公園副所長兼体育振興班長 （八巻幸弘君）

それでは、答弁させていただきます。

総合運動公園の使用料644万3,000円につきましては、体育館の使用料も含まれております。それで、総合体育館の総合運動公園の維持管理費につ

きましては予算書の87ページ、88ページに記載しておりますが、24年度で4,544万4,000円を見込んでおります。維持費のほうが使用料よりはるかに上回っている状態であります。

あと体育館の利用につきましては体育協会、あとは町の体育協会に加盟しておりますと減免規定がありますので、そちらのほうの適用を受けまして、収入予定の金額が644万3,000円ということになります。

以上であります。

委員長（秋山富雄君）

10番浅野正之委員。

浅野正之委員

いわゆるまほろばホールも、あるいは総合体育館にせよ年間の維持費を使用料で賄うということは、これは大変なことなんです。それはわかるんです。ですからすぐに使用料にその分を転嫁していいのかといえばそれはいい。それも恐らく存在しないということなんです。ただ利用率を高めることは恐らくできるんだらうと思うんです。毎年、大体同じような経過をたどった事業内容になってはいないかということも、あるいは検討する材料なんだらうと思うんですが。この利用料は平成14年からこの料金だといいますが、どうなんでしょう、10年間経過しておりますが。利用料のアップも今、視野に入れておるのかどうか、その辺も伺いますし、それから総合体育館、今は屋根は天井はもういいんですね。使えますね。でありますからこの間の新聞でハンドボールチームが東日本どうのこうのとありましたが、そのような企業スポーツも当然、今後は視野に入れたものでなければならぬと思うんですが、その辺の所感をお聞かせいただきたいと思っております。

委員長（秋山富雄君）

生涯学習課長森 茂君。

生涯学習課長（まほろばホール館長）（森 茂君）

ただいまの質問にお答え申し上げます。

まほろばホール、総合体育館ともに利用率を高めるよう種々、検討はしてございます。その中でも生涯学習5カ年計画というものを見直しいたしまして、さらに皆さんにご利用いただくような方策ということで、内容的には体育館で申し上げますとスポーツ教室とか大会等の内容の変更とか、いろいろそういう努力をさせていただくようにしております。あと、事業内容につきましても見直しを行いまして、そういう中でご説明を今申し上げたとおり種々、改正しながら進みたいというふうに思います。

あと、2点目におっしゃいました新聞報道によりますハンドボールチームの件でございますが、セントラル自動車ハンドボール部のほうにお話を申し上げまして、今回の日本ハンドボールリーグ戦を総合体育館のほうに会場を使っていただくようお願い申し上げたところでございます。

以上です。

委員長（秋山富雄君）

14番中川久男委員。

中川久男委員

85ページ、森の学び舎活動費の中で活動費そのものが103万7,000円、恐らくこの中で業務委託が半分を占めているのかなと。ただ今回、需用費のほうで修繕料3万円、この震災で何もなかったのかなというふうに思いますので、その辺の今年度の計画を示していただきたい。そして14節使用料21万円ですか、この内容が何回の使用の車借上料なのかをお知らせください。

また、先ほど前者が申し上げていました分担金並びに負担金、ここの教育使用料6目、17ページです。森の学び舎1万円の使用料。この使用料の何回の使用料なのか。また、昨年の利用状況はこの予算内で補正で減額補正しているものもあると思いますので、ぜひ今年度の出した予算に対し、昨年度はどうだったのかお聞きします。

委員長（秋山富雄君）

教育総務課長織田誠二君。



教育総務課長 （織田誠二君）

お答えいたします。

森の学び舎の使用に関してでございます。11節修繕料の3万円につきましては、特にここということではなくて、今後予想される修繕に要する費用の計上ということでおります。今回、大雪で現在のはっきりした状況ですが、何回か雪おろしはやっているんですが、その後の被害というものもまだ確認していない部分がございます。それで、大雪の被害による修繕というものが今後予想されますけれども、今回の当初予算には計上していないところでございます。これについては、雪が解けて確認できた段階で、あとは今後の対策を考えるというふうに考えております。

それから、14節使用料及び賃借料の車借上料でございます。これについては町内の各小学校が課外活動でこの森の学び舎を使用した際の児童生徒の輸送のためのものがございます。回数的にも対象学校としましては町内小学校6校全部を対象としての計上となっております。

それから使用料のほうに関してでございますけれども、今回、23年につきましては大震災の影響もあって利用回数が22年と比較しまして約半分くらいの利用人数というふうになっております。利用団体についても大分、半数くらいの団体の利用というようなことになっておりまして、3月の補正予算で23年度、車借上料の減額補正をさせていただいておりますけれども、そういった震災等の影響があって小学校での利用がなかったということでの減額ということとなっております。

以上でございます。

委員長 （秋山富雄君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

失礼しました。1万円の内訳、回数分ということでございます。これについては会場使用料として10回分くらいを見込んでいるということでございます。

委員長（秋山富雄君）

14番中川久男委員。

中川久男委員

社会文教常任委員会でもこの話はしょっちゅう出るんですけども、ぜひやっぱり学び舎、活動する場所ですから、やはり低学年の子供たちが喜んで行けるような、ある程度の修繕なり、ある程度の環境なり、よくお話を聞くとこれしか予算がないから除草もできないなんていうときもありますから、やっぱりそのときそのときの状況に応じたこの森の学び舎の活動を子供たちが喜んで行けるような施設に、もし持っていくのであればそれはいいんですけども、予算内のSACO予算、防衛省予算いろいろ絡んでいるようですから、その辺の環境整備をぜひ、昨年度が震災で半分の利用しかできなかったというのであれば、本年度は逆にその分をサポートしながら、子供たちにいい環境の場所を提供するのも町ではないか。

以上です。お答えください。

委員長（秋山富雄君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

お答えします。

森の学び舎につきましては、前々の話で最低限の修繕をしながら今後活用していくというようなことの方針でおります。今の環境整備ということでございますけれども、委託料の中で管理清掃委託をやっております。それで十分でなければ同額なりで対応しなければならぬのかと思っておりますけれども、現在のところこの業務委託の中で管理をやっておりまして、そう支障はないというふうに考えておりますので、この予算で今後もやっていきたいというふうに考えております。

委員長（秋山富雄君）

14番中川久男委員。

中川久男委員

今年度は今年度の予算でございますから結構でございます。ぜひ子供たちが、今、学校教育関係でさえも、もう水洗トイレとか手洗いとか。そういうものを改善しなければ、どうしてあの学び舎に行って何を学べというんですか。原始人を学べというんだら私はわかりますけれども、その辺をよく検討しながら今後進めていってもらいたいというふうに思います。いかがですか。

委員長（秋山富雄君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

具体的に水洗トイレの改修等というお話でございます。その辺については考えていきたい、検討していきたいというふうに考えております。

委員長（秋山富雄君）

15番中山和広委員。

中山和広委員

マスクをとります。3点ほどお伺いをしたいと思います。

私の質問は、課長の答弁を煩わせることのない質問でありますから、どうぞ担当者に答弁をさせていただくようお願いをしたいというふうに思います。

まず1点目であります。予算に関する説明書の80ページの社会教育総務費、関連して82ページ、公民館費であります。その中でお伺いしたいのは青少年教育推進事業、これは生涯学習課と公民館でそれぞれ計画をしております。その内容を見ればわかりますが、生涯学習課のほうは子供たちを対象にした青少年の育成教育事業、あと公民館はいわゆる青年を中心にしたそういう内容であります。町の青少年教育の方針というものは、私は一つしんが一本あって、その中でいろいろ動くというのが筋ではないかというふうに思っております。公民館と社会教育学習課に分ける必要が本当にあるのかどうか、その辺はどうなのかお伺いをしたいというふうに思

います。

それから二つ目は、先ほど浅野委員からもお話がございましたが、先日、トヨタ東日本株式会社が今度ハンドボールの日本リーグに参戦するという内容の記事が出ました。その中で、中学校の部活にかつてはハンドボール部があったやに思っておりますが、地元の企業が日本リーグに参戦することでありますから、少なくともやっぱり地元の子供たちにもチャンスを与える、そういう一流の選手に指導してもらう、そういうようなことは考えられないのかどうか、その辺をお伺いしたいというふうに思います。

それから三つ目は89ページ、学校給食費であります。これも何回かこのことについて提言、提案がなされてきておりましたが、地元産の食材を使ってはどうかということで、何回かこのことについての質問はありました。なかなかそこまでいかないというようなことではあります。ことしはどのぐらい地元の食材を使う予定なのか、計画なのか。その辺をお示しいただきたいというふうに思います。

とりあえず以上です。

委員長（秋山富雄君）

生涯学習課長森 茂君。

生涯学習課長（まほろばホール館長）（森 茂君）

ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

まず青少年教育事業でございますが、ご指摘のとおり生涯学習課と公民館になぜ分かれておりますかというご質問、あとハンドボールの関係、中学校の部活動の関係でございます。最初に、生涯学習班長兼文化財班長櫻井が参っておりますので、まずそちらからお答えをさせます。

続きまして、まほろばの後藤副館長よりお答えします。

さらに総合運動公園の副所長の八巻よりお答え申し上げます。

委員長（秋山富雄君）

生涯学習班長兼文化財班長櫻井和彦君。

生涯学習班長兼文化財班長 （櫻井和彦君）

委員のご質問にお答えしたいと思います。

本町の青少年教育につきましては、生涯学習課と公民館と二つに分かれてやっているわけですが、基本方針と申しますか、ベースになるのが大和町の教育基本方針の中にございます社会教育、社会体育の充実、その中のライフステージにおける豊かな人間形成の推進という部分がございます。その中の重点施策の中で、青少年の健全な成長を図る云々という方針が示されているわけですが、生涯学習課のほうで行っている事業につきましては、近年は特に共同教育ということで、地域の方々の力をおかりしながら地域の教育力を高めて、学校それから青少年の健全育成に努めていくという取り組みに、生涯学習課としては力を入れている部分がございます。それに伴いまして、さらに幼児それから家庭教育といった部分にも来年度以降、力を入れていくということで、生涯学習課の事業については進める方針であります。

それから、公民館の事業につきましては、後藤副館長のほうからご説明を申し上げます。

委員長 （秋山富雄君）

公民館副館長後藤良春君。

公民館副館長 （後藤良春君）

公民館の青少年教育事業ですけれども、青少年教育事業という名前なんですけれども、中身としましては成人式の実施がまず一つでございます。あともう一つがまほろばの里体感隊ということで実施しております。これは主に新たに町民になられた方を中心に、大和町のよさを知っていただくということで考えております。24年度に関しましては、親子で星を見る会、仙台市天文台のご協力をかりて子供たちと夜のお月様を見たいと考えております。

あともう一つは社会教育施設、まほろばホールとかいろいろな大和町にある施設を新住民の方々がなかなかわからない方もいるということで、今年度は杜の丘からバスを出発させまして、町内を見せて大和町のよさを知っていただきたいと思っております。

あともう一つが、自然のほうにも目を向けたいと思っております、吉田川の源流のほうまで歩いていきまして、大和町の自然を痛感していただきたいというような事業をしております。

以上でございます。

委員長（秋山富雄君）

総合運動公園副所長兼体育振興班長八巻幸弘君。

総合運動公園副所長兼体育振興班長（八巻幸弘君）

委員の質問にお答えさせていただきます。

大和中学校にハンドボール部がありましたので、ハンドボール人口の底辺拡大と技術力の向上を目指して、本年24年度にハンドボール教室を開催する予定にしております。それで、現在のセントラル自動車ハンドボール部の方々を講師に招いてハンドボール教室を開催するように検討しております。

以上であります。

委員長（秋山富雄君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

学校給食費の関係のご質問でございます。給食センターの齋藤所長から答弁させていただきます。

委員長（秋山富雄君）

学校給食センター所長齋藤秀明君。

教育総務課学校給食センター所長（齋藤秀明君）

お答えいたします。

地場産品の平成24年度の計画、何種類ぐらいということでございますけれども、これまでも地場産品につきましてはできるだけ供給したい、使っていきたいという考えで納入業者とそれぞれ協議してまいりました。なか

なか給食センターの需要と供給できる態勢がちょっとマッチしない部分がありまして、なかなか品目数につきましてはふえていない状況でございます。ただ、給食センターにおります栄養士から特に地場産品という話が出ておりまして、その都度、農協などに相談しながら、地場のものをできるだけ入れていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

委員長（秋山富雄君）

15番中山和広委員。

中山和広委員

まず、青少年教育推進事業の関係であります。そうするといわゆる公民館のやつは青少年というよりも一般の町民のための行事をやるということなわけですね。あえて青少年という言葉を使わなくてもいい事業だと。むしろ先ほど共同教育というお話がございました。そうした場合、青年団員とかまほろばの里体感隊とか成人の方とか、そういう方々が子供たちの行事と一緒に参加するような、そういうこともあったらいんじゃないかと思っております。その辺についてはどういうふうにお考えなのかお伺いしたいと思います。

それから、ハンドボールについてはセントラル自動車のハンドボール部で今度、ハンドボール教室を開くということでありますから、これは大変結構なことでありまして、やはり地元の企業がそういう日本リーグに参戦するという、非常にいい教育というか教材になるわけでありまして、ぜひこれは実現するように期待をしております。

あと、給食費の関係であります。これについてはただ単に納入業者にお願いするというのも当然必要なわけでありまして、これは食育につながるという、その辺をもっと別な目を見て、食育にかかわる問題としてこれを取り上げる必要があるのではないかと。そのために食育基本計画を策定した経緯もあるわけです。そういうことで、私は地元の食材を使って給食に使うということは、その生産現場を子供たちに見させる、そして例えばダイコンというのはどういう形で育つのか、ブロッコリーはどうなのか、ニンジンはどうなのかということを目の当たりに見る、そういうことが体

験を通しての食材の意識を高めるといいますか、そういうふうにつながると思っていますので、その辺についてはもっとやっぱり積極的に取り上げるべきだと。

しばらく前ではありますが、新聞報道、テレビ等でも報道された経緯がございますが、例えばピーマンの嫌いな子供が、そのピーマンをつくっている農家に行っているいろいろな体験をしているうちに、学習をしているうちにピーマンが好きになったという、そういう現実もあるわけなんです。だから特に安全・安心の食材ということであれば、やはり地元の食材をどういうふうにして使ってもらえるのか、それを使うことによって食育がどれだけ浸透できるのか。それを考えて取り組んでいただければというふうに思いますので、このことを取り上げたわけです。

以上について、答弁をお願いします。

委員長（秋山富雄君）

生涯学習課長森 茂君。

生涯学習課長（まほろばホール館長）（森 茂君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

青年団並びに子供たちとのコラボレーションによって参加ということでございますので、具体的には後藤副館長よりお答え申し上げます。

委員長（秋山富雄君）

公民館副館長後藤良春君。

公民館副館長（後藤良春君）

お答えいたします。

青年団ということでよろしいでしょうか。はい、わかりました。

青年ということで含めまして、まほろばの里体感隊という事業をやっておりました。先ほど説明したとおりなんですけれども、親子と限らず一般の方々でも大和町の自然、升沢のほうに行ったことがない人とか、そういう方々も分け隔てなく参加していただいております。今までの事業としまして升沢の遊歩道とか、あと大和町の銘木とか巨木とか、鶉橋委員がおる



んですけれども、その後ろにある巨木を見に行ったりとか、あと南川ダムの妖精の森という森を見学したりとか、大和町の方々に年齢に関係なく大和町のことをもっと知りたいという方々は、このまほろばの里体感隊というものに参加していただいております。

以上でございます。

委員長（秋山富雄君）

学校給食センター所長齋藤秀明君。

教育総務課学校給食センター所長（齋藤秀明君）

お答えいたします。

学校給食センターでは、栄養教諭という者がおまして、各学校に出向きまして平成23年度も60回ほど食育の指導をしております。確かに委員が先ほどおっしゃられましたとおり、地元でつくったもの、またこれはだれだれ君のおじいちゃんがつくったトマトですよとか、そういった話をする  
と残さず一生懸命食べてくれるという傾向が確かにあるようでございます。現在の  
大和町では7品目、取り入れるものにつきましては若干変わりますが、7品目から8品目  
くらいの地場産品のものを使っております。今後も業者と地元、それから学校のほうと  
いろいろお話し合いをしながら、できるだけ地場産品を活用していきたいというふう  
に思っております。

以上でございます。

委員長（秋山富雄君）

ほかにありませんか。3番伊藤 勝委員。

伊藤 勝委員

1点、ご質問いたします。

学校給食に関してですけれども、学校給食と放射能ということで、国の貸与を申し込んだり、県教による検査を希望していたということで、検討中と10市町村が答えた中に、大和町とか近隣では大郷町、大衡村がありますけれども、これはどのように  
なっているのか。これから検査体制を進めていくのか、検討中とはあるんですけれども、その  
辺、明確なお答えをい

ただければと思います。

委員長（秋山富雄君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

伊藤委員のご質問にお答えします。

学校給食食材の放射能検査です。過日の河北新報で、検討中というようなことで載っておりましたが、その後いろいろ情勢が変わってきていまして、一般質問で町長が消費者庁から1台、大和町でも貸与されるというようなことでの答弁で、それはあくまでも消費者庁の補助貸与の機械なものですから、一般の住民の方々が持ち込んだものの検査というようなことになるんですが、そういったものに給食の食材も検査できないかどうかの検討を今お願いしているところでございます。設置そのものが5月末というようなことなものですから、それまでに具体的な方向性を見出せばいいのかなというふうに思っています。あとそれと別個に、宮城県の教育庁のほうで給食食材の測定について取り組むというふうなことで、各市町村のほうにその方向的なものを示されております。大和町といたしましては、そういうふうな県のほうでの事前検査になるわけですから、ぜひお願いしたいということで手を挙げて申し込みをしている状況となっております。

委員長（秋山富雄君）

9番馬場久雄委員。

馬場久雄委員

では、2点ほど質問いたします。

冒頭、大友委員の質疑にもあったんですが、武道の必須授業化についてお尋ねします。

我が中学校のほうでは柔道を選択というふうなことで、さっき宮床中学校のほうは古い体育館で柔道場があると。そうしますともう一つの大和中学校のほうは、どこでそういったものをやるのか。また柔道を選択する上で、新聞等々でけがをしたりとかいろいろ懸念される問題が報道されてお

ります。教育総務課としてはそういったものを懸念するんでしょうけれども、その対策また指導をなさる方にそういったものも十分に配慮できるのかどうか、その辺を伺っておきます。

あと74ページの学力向上パワーアップ支援事業、これは町長の冒頭のあいさつにもあったんですが、今回は全学年の標準学力調査を行って、いろいろ分析して指導計画に盛り込んでやっていくというふうなことでございます。あわせて家庭学習の時間の重要性とか、ひいてはサマースクール、ウィンタースクールもやって報償費も払っておるわけなんですけど、そういったものも昨年の成果、実績を踏まえて、今年度はまたどのように展開していくのかお伺いしておきます。

以上、2点です。

委員長（秋山富雄君）

暫時休憩します。

再開は午後1時といたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

委員長（秋山富雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

それでは、最初に馬場委員のご質問に答える前に、浅野委員からの先ほどの分担金の関係で、ちょっと確認するという事で回答を保留していた件について答弁させていただきたいと思っております。

この運営する主体なんですけれども、日本スポーツ振興センターということで説明申し上げましたが、これについては独立行政法人日本スポーツ振興センター法という法律に基づいてのスポーツ振興センターという位置づけとなっております。そこで運営しているということで、共済掛金につ

きましては、法律上で学校は徴収しなければならないというふうな規定が17条第4項のほうで規定されております。

そういった規定によりまして、町のほうでは学校で集めたものを町でまた各学校分を集めて、負担金としてスポーツ振興センターのほうに支払っているというふうなことで、あえて条例によらなくても上位法である法律で規定されているということで、条例はないということでございました。

以上、報告します。

それでは、馬場委員の質問にお答えしたいと思います。

24年度から教育課程が新しくなりまして、武道が中学校においては必修科目になるということで、武道ということで剣道なり柔道、なぎなた、相撲等があるんですけれども、大和中、宮床中両方とも武道については柔道を取り上げるというふうなことで決定しております。

馬場委員が心配されたとおりの安全対策の関係が一番問題となっておりまして、これについては先生方についても柔道の知識を持っている人が必ずしも指導できるような体制にはなっていないという部分があります。そういった観点から、先生方に対する指導研修、そういったものを県の教育委員会では考えているという部分もありますし、それと一番怖いのがけがというようなことで、先生が指導できない部分については今のところ関係する団体をお願いして、補助的な形での指導をやってもらえないかということでの話し合いをしております。大和町ですと大和町柔道愛好会というものがございまして、そちらのほうに指導の補助というような形で入っていただけないかどうか打診をし、協力してもいいというような方向での話し合いがされているところでございます。

あとは考え方で、授業数としては大体年間で1学年につき10時間くらいの授業数というようなことなんです、文科省で今回、教育課程を編成し直した、武道を取り上げたという一つの理由といたしまして、そういった武道の精神といったものを指導する、教えるというふうな観点もあるようです。ですから場合によっては、技術の指導の中で投げ技とかそういった危険性のあるものについては指導しなくてもいいような方向でもあるようですので、そういったもろもろの安全対策を講じながら事業に取り組むというようなことになろうかと思っております。

あともう1点、学力向上パワーアップについては教育長が答弁いたします。

委員長（秋山富雄君）

教育長堀籠美子さん。

教育長（堀籠美子君）

委員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、施政方針の中にありました指導計画ですが、学習指導要領が今年度、23年度。24年度は中学校でございます。2年続けて小中で変わりました、その中に国語それから算数、数学科、これの年間指導計画の中に学力向上検討委員会で大和町の児童生徒の教科の指導をどうあったらいいかというところを話し合いました、それを去年、小学校のほうに、もう既に年間の指導計画の中に入れてもらって、去年の指導主事の学校訪問では、全小学校はこれから約10年ぐらい使う指導計画をこれを含めて見てもらったところです。ことし中学校もやはり国語、算数においても同じようなことが課題となっております、同じ指導計画に盛り込んでもらいますが、さらに家庭科を町内二つの中学校が同じ指導計画の重点として取り入れてもらっております。この家庭科は早寝、早起、朝ごはんといひまして、特に朝食、伝統料理それから調理の部門に朝ごはんを特に重視した計画を入れてもらっております。過日の川島先生のお話の中に、朝食の大切さと、それから中学生であればもう自分でつくってもいいんだということを先生がおっしゃっておられましたので、授業の中での指導そして自分でもできるようにというところで、家庭科の中の朝食調理の中に同じ年間指導計画を今年度、二つの中学校で入れております。そのことについて町長がお話しした内容でございます。

それから標準学力調査ですが、これは町内一斉で3年、ことしで4年目を迎えることとなります。それで小学生は1年生は受けておりません。2年生から受けておりますが、2年と3年は国語と算数だけです。4年、5年、6年は全教科といひましても国語、社会、数学、理科の4教科になります。それから中学生は1年生が英語は受けませんが全部、5教科、国語、社会、数学、理科、英語というふうを受けております。今まで各学校は割と自分たちが採点しやすいとか見やすいということではばらばらだったんですが、4年目を迎えて同じ内容でやってきましたが、中学校はなかなか出入りがあるって期待正答率は上回っていないんですけれども、算数において

小学校は今回、全学年とも平均期待率を上回っております。大変いい結果が出て、ほかにも小学校において非常に伸びがございました。全体で期待正答率がほかの教科も全部一緒に考えても、ちょうど期待正答率を上回ったという、わずかに1点、2点のポイントなんです、上回ったところがございます。これが23年度までの標準学力調査です。これはことしも実施いたします。

並行して、いろいろ学力について委員の皆様方また地域保護者からの支えがありまして、全国学力学習状況調査が発端なんです、それについては去年は受けておりません。震災のためですが。ことしはまた全部の学校、抽出校もありますが、そうでなかった学校も一緒に受けることになっております。そしてその採点なんです、抽出された学校は採点を国でもらえるんですけども、抽出でない希望の学校はそうではないので、ことしはその採点の負担について予算の中に計上させてもらっております。と申しますのは、学校によってやっぱり先生方の採点で、おとしですけども、差がやっぱり出ているんです。先生方の採点の中に。特に国語において非常に配点が厳しいところと、緩やかなところでちょっとそういうことがありましたので、今年の一つの業者の方をお願いするということになりました。なお、数ははっきりしないんですが、今までだと中学校1校、小学校が2校ぐらいの割合でしたが、今回はちょっと多くて、むしろ受けられない学校のほうが大和町においては少ない状況でございます。

それから、大和ウインタースクール、サマースクールのご質問が出ましたが、こちらについてもおかげさまで子供たちにはよく参加してもらっているんですが、でもまだ半分とまではいかないです。5年と6年生なんです。特に保護者に勧められて参加したお子さんが半分でございます。それで自分からという方はその次なんです、やっぱり保護者の方のお力添えが本当に功を奏しているところです。とてもよかったという感想がやはり多いのですが、その中で何がよかったのかといいますと、わからない問題がわかるようになったという、それからわからないことがわかるという、そういう回答がトップでございますので、この辺などはやっぱり学校においても先生方の授業がわかるということは非常に大事なポイントになっているというふうに思っております。また、指導に当たってもらっている学習支援員、それから地域の方々、ボランティア、それから特に黒川高校の

生徒さんなのですが、経験はもう黒川高校の生徒さんは大変積んでおりまして、非常に対応もよくしていただいて、生徒さん自身もとても自信を持って児童に対応しているという結果が出ております。それで、これもことさらにサマースクール、ウインタースクールで続けていくということでお願いしたところです。

それから、もう一つは家庭学習ノートが今回、1人4冊ということでございましたが、こちらもおかげさまで家庭学習を全くしない生徒が、アンケートを7月と12月、年2回とりました。その中で小学生は2人と出まして、アンケートですので、しかも記名のアンケートでございます。全くしないというお子さんが2人。中学校は7月よりふえているというのはちょっと変なんですけど、十四、五人になります。でも中学2年の女子と3年の女子には全くしないという生徒はいないということで、家庭学習についても子供たちがこのノートを介在して非常によく取り組んでいると思います。特に中学校においては部活動を中心に先生方が見てくださって、さらに担任にということで二重の手を経て見てもらっていますので、全くしないというお子さんがどういう、習慣がない、どういうふうにしてそういう回答になったのかわからないんですが、ただ記名ということで、教育委員会といたしましてはとにかくピンポイントで、家庭学習というのはこういう意味ですんだということをポイントで教えてくださいということには前々から話してはいるんですが、でも今回の結果ではこのようになったというところでございます。

それから、あとやはり保護者の方に見てもらう、中学校はともかくとも低学年のお子さんは保護者の方にやっぱりサインというか、何か印でもつけて先生とやりとりしてもらいたかったんですが、1年生においては6割の保護者の方が見てくださっているんですが、2年生になると3割ということで、その差が非常に大きいので、せめて2年生ぐらいもやっぱりもう少し多くの保護者の方に関心を持ってもらいたいというふうに思っております。なお、やはりこの家庭学習ノートの利用を今年も配布のお願いをしているところですが、やはり去年度初めてだったものですから、少し学校によってスタートも違って、ちょっとばらばらで、まだ十分に4冊使い切っていない学校もあるし、お子さんもおります。きのうの校長会では、では春休みが勝負ですということで、何とか春休み中にそのノートが使い

切れるように指導をお願いしماすと言っている段階です。

以上、今までの経過を述べてお願いするところでございます。

委員長（秋山富雄君）

9番馬場久雄委員。

馬場久雄委員

教育長には大変丁寧にご説明いただきましてありがとうございます。

まず、第1点目の武道の必修授業についてですが、やはり安全性が一番というふうなことを大分、今騒がれております。実は私も中学校は40数年前になりますか、中学校で初めて柔道の授業というものが昔ですけれどもあったんです。やはり中学1年、2年、3年というとても非常にわんぱくざかりというか、そういうことが楽しくてしょうがないというか、けがも一向に、けがするのでも一つも怖くないというふうな感じでやりますから、それには今言われたように専門の例えば柔道をやっている黒帯を持っている先生が来て教わったものですけれども。本当にそういったしっかりした指導者といいますか、もう安全が一番だと思いますので、さっき言われたように精神面を鍛えるというふうな、武道というものを取り入れることそのものがそういうことから発していると思うので。でも十代初めの生徒たちはわざをかけたリ締めたり、いろんなそういったことに興味を持つあれですから、そういったところの指導というものもしっかりと持っていけないと、また父兄の方々からけがをした、何をしたということで騒がれたんではせっかくの取り組みが台無しになりますので、これはどこの中学校でも懸念していることだと思います。特に大和町のほうでは柔道の愛好会もありますし、そういった方々を招聘して指導をいただくとか、先生もまた覚えるとか、言われたような形でぜひけがのないように、また武道の精神を学んでいただくということをもっとにやっていたらというふうに思います。

それと学力向上のパワーアップ支援事業なんですけど、ことしもそういう形で継続してやっていくというふうな教育長のご答弁でございます。何か教育長のお話を聞いていますと、非常に生徒たちも勉強するのが楽しくなってきたんじゃないかというふうな感じを今抱いているんですけど、ぜ



ひ家庭に戻ってからでも、やはり学校の授業の不足分とか、そういったものを継続しながら、またサマースクール、ウインタースクールもあることですから、そういった時間を費やして不足分を補うというのは非常にいいことだなというふうに思っております。

家庭科も何か今度新しく入れると。だんだん、私どもも年ですからあれなんです、昔に戻りつつというか、今忘れていたことをこの教育の中に取り入れていくのかなと思っています。小学校のときも裁縫箱とかを買ってボタンのつけ方とか、いろんなことをやったのを今思い出したんですけども、今、朝ごはんを食べさせないで出してやるという家庭が多いやに聞いておりますので、そういった親もやはり指導していかなきゃないですし、そういった形で子供を抱える親御さんもそういったことを一緒に経験するような指導が大事かなというふうに思っています。

この学力向上に関しては、これは我が大和町にとっては近々いろんな面で絶対、役に立つ事業だと思っておりますので、やはり標準学力調査とかを定期的にやっていただいて、ぜひレベルアップを図ってほしいというふうに思っております。

今後もこういう形で保護者と生徒との協力体制、まだまだとれない中なんでしょうけれども、もう一つ二つ、保護者の方と生徒間で取り組めるような事業があれば、家庭学習ノート以外にもいろんな形でPRをしていくべきだと思うんですが、ぜひそういった形で取り組んでもらいたいと思っています。

それともう1点、さっき質問するのを忘れたんですが、きのうおとこの回覧板でこういう、これは生涯学習のほうだろうと思うんですが、学校応援団というのを見ました。平成23年度の取り組みの評価が載っております。あと県民だよりとかを見ますと、志教育というものにも非常に力を入れておるようなんですが、この23年度の取り組みにも吉岡小学校とかがそういう志教育に取り組んでいるというようなことが今書いてあるのを目にしたんですが、こういう学校と家庭と地域の連携、協力が一番大事なんだというようなことで始まっているわけですので、こういった事業を今後、24年度もまた違う形でやっていくのか、いいものはいいということで取り入れてやっていくのか。特に志教育に関してはどういったことを主眼としてやっているのか、担当の多分犬飼さんだろうと思うんですが、犬飼さん

担当だと思imasるので一言しゃべっていただいて、あとは課長から答弁いただければというふうに思っております。特に犬飼さんは今回やめられるというふうに昼休みにちらっと聞いたものですから、私どもも議会事務局の職員としてお世話になりました。担当はかわりましてもひとつ声が聞きたいと思imasしたので、僭越ですけれどもよろしくお願いたします。

委員 長 （秋山富雄君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

柔道の授業の関係でのご質問でございました。一番保護者の方も心配されているのは、けが等のことだと思imas。学校側としましても教育委員会といたしましても、やはり安全性が一番だというふうに考えております。そういった安全性を確保しながら、いかに事業を展開していけるかどうかということ、これは学校ともいろいろ相談しながらといimasか、一緒にやっていければいいかなというふうに思っております。そういった中で武道の精神等を学んでいただければというふうに考えております。

委員 長 （秋山富雄君）

生涯学習課主幹犬飼元子さん。

生涯学習課主幹 （犬飼元子君）

それでは、発言する場を与えていただきましてありがとうございます。私が答弁する立場にはないんですけれども。

先ほど馬場委員が申しました志教育につきましては、その前に学校教育支援地域本部事業というものが平成20年度から文科省の委託事業としてありました。平成23年度、それをさらに拡大するというこゝで、教育の基本は家庭にあるということゝで、学校教育支援に加えまして家庭教育支援それから地域活動支援ということゝで協議会を設けなさいということゝで、私も持ってきたんですけれども、こちらのチラシ、学校応援団、学校支援地域本部事業を母体といたしまして、平成23年7月に大和町協働教育推進協議会本部事業を立ち上げました。その中で家庭教育支援とそれから地域活動支

援ということで進めてきました。

質問のほうからずれてしまいましたけれども、学校教育の志教育につきましても、あくまでもこの学校教育支援活動につきましてもは学校からの支援の要請に基づくものでございますので、私のほうで進めているわけではないんです。多くの皆さんが体験、経験されてきたことを子供たちが学校の教科書にはないことを教えていただくということ、それから地域の方々と触れ合うということに意義がありまして、それで多くの方々の支援をいただいて、このような大和町全校で地域の方々の手をかりていろんなことを体験させていただいております。

その中で自分がどういったふうに進みたいか、そういったことの志を持てるようになっていくのではないかと考えております。ちょっと質問からそれますけれども、私も分校生でした。昔は余り体験することがなかったんです。情報もないし、交通の便も悪いし、隣近所もやっぱり過疎のほうでしたからいないということで、人と触れ合うこともなかったということで、生涯学習推進の立場にありますけれども、私自身趣味がない状態ですので、やっぱり子供たちがいろんなことを体験すること、それが一番いいことだと思っています。

質問のほうからはどんどんずれていってしまいますけれども、こちらの事業を担当させていただいて2年になりますけれども、やっぱり地域の皆さんと今まで触れ合ってきたおかげでこの事業が少し進められたのかなと感じております。今後とも議員各位には協働教育推進協議会の本部事業のほうを応援していただいて、先進的な取り組みをする町になってほしいと思っています。

改めてこの中で新しい事業としてはやっております。ほとんどが今までやってきた事業が文科省の委託事業として取り入れられておりますので、平成24年度事業も協働教育については、今から申請するんですけれども330万円程度、それから放課後子ども教室につきましても220万円程度、あした県のほうに申請する予定でございます。

改めまして、私も議会事務局のほうに5年ほどいささせていただきましたけれども、議員各位のご指導によりまして、楽しい5年間を過ごさせていただきましたことを改めて感謝申し上げます。

ありがとうございました。（拍手）

委員長（秋山富雄君）

9番馬場久雄委員。

馬場久雄委員

武道の関係なんです、最初にお聞きしたんですが、大和中の場合はいつものように2階のベランダですか、体育館の。あそこで十分間に合う。またあそこだと大丈夫ですか、危険だとかそういうあれはないですか。人数にもよるんでしょうけれども、年間10時間程度というふうなことであればいいのかなと。でももう少し欲を言えば、ほかにそういったところがあれば伸び伸びとやれるのかなと思うので、その辺一つつけ加えてください。

あと、今の共同教育推進協議会の本部事業、非常に学校が主体となってオーダーを出すというか、そういう形が初めてわかりましたけれども、やはり目指すところは家庭と地域と学校と、三者が一体となって学校を含めて地域づくりをしていくということですから、非常にいい事業だなというふうに思っておりますので、ぜひプラスしてもいいですから、いろんなアイデアがあれば、どんどんこういった事業を進めていただければというふうに思うところです。

以上、お願いします。

委員長（秋山富雄君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

大変失礼しました。答弁が漏れていました。申しわけございませんでした。

質問がありました練習場ですけれども、午前中の質問だったので昼休みの間に学校のほうに問い合わせ、どういう考えを持っているのか確認したんですけれども、とりあえず23年度については1年生が授業をやっているそうなんです、その際には2階の柔道場を使っているというようなお話でした。ただ担当がいなくて詳しい事情、お話を聞けなかった部分があるんですが、大勢の授業での使用となりますと、2階の柔道場はちょっと

手狭なのかなというような感じも持っていますので、今後どのような形で使っていくか、下のフロアを使うか柔道場を使うのか、その辺については学校側とよく協議して、安全が確保された場所での練習ということで持っていければということだと思います。

委員長（秋山富雄君）

生涯学習課長森 茂君。

生涯学習課長（まほろばホール館長）（森 茂君）

ただいまのご質問にお答え申し上げます。

学校教育、社会教育、学社連携と申しますが、やはり連携してこちらを進めさせていただくのが一番有効な方法で効果もあるということでございますので、先ほどおっしゃった質問のとおり、よい事業はそのまま継続させていただきまして、さらに学社連携を進めさせていただくということでよろしく願い申し上げます。（「終わります」の声あり）

委員長（秋山富雄君）

11番鶉橋浩之君。

鶉橋浩之委員

最初に、先ほど馬場委員から標準学力テストの関係の質問がありました。数学がとくに上向いているということで、大変結構なことだと思ったわけなんです。

昨年は震災の関係で全国学力テスト習熟度状況調査、これはなかった、参加しなかったというのか、なかったというのか、そういうわけなんです。

ことは同じ抽出方式でやるし、新聞等を見ると来年の13年度は全生徒にみたいな国等の方針も打ち出されているようですけれども、おととしの調査の際に、いわゆる抽出分については国の採点だと。あと残りの分の採点の方法で教育長といろいろ議論した経過があるわけなんです。結局、最後は校長会に一任したというか押し切られたというか、そういう形だったと。先ほどの答弁ですと業者に委託をするというような表現があったと思

うんですが、そうしますとこれは一つの基準でぴちっと全校の採点をなさる、調査をなさるといふ、同じ基準でこれが初めて実施されるというふうにとらえていいのかどうかを確認したいと思います。

それから、83・84ページの文化財保護費の関係なんですが、文化財保護委員会報酬等を計上されてございます。実は一般質問等々でも申し上げたのですが、この文化財の指定等々に関しては文化財の保護条例なり、あるいは保護委員会に関する規則等々があって、その中でいろいろ規制されているわけです。特にこの前問題にしたのは、占有者が個人の場合、民間の場合というようなことで非常に難しい部分があるわけなんです。ただ文化的価値が高いというようなことで、それでこの委員会として、あるいは委員会事務局として、そういった文化財の保護についての保護委員会の意見を伺ったり、あるいは所有者にそのことの協議をした経緯があるのかどうか。さらには特に国恩記の場合、教育長のこの前の話では、14年の調査の際には非常に仙台市博物館からいろいろ指導を受けてやった結果、極めて良好な保存状況というようなお話でした。それからまた10年たってございますから、今後またそういう保存に関する計画があるのかどうか。

それから89ページですか、学校給食センターの13節委託料、これはたしか調理委託に関する部分だと思いますが、これは全額、調理委託の部分か、この委託料の内訳をまずお伺いしておきます。

以上です。

委員長（秋山富雄君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

それでは、最初に全国学力学習状況調査の採点の関係のご質問でございます。これにつきましては教育長答弁のとおり、22年度の採点の中でちょっと採点にばらつきがあったという反省がありました。それでより正確な採点、結果を求めるといふことで、今回24年度につきましては業者のほうに委託して採点、同じ目線で同じ水準で採点をしていただくというようなことで業者委託を考えております。その採点の結果を受けまして、今度まとめるのが県のほうでまとめますので、その採点結果を県のほうに送りま

して、そして統一した宮城県としてのものが出てくるというふうなことになるかと思えます。

それと学校給食の関係で委託料ですが、財政課で出しております24年度予算に関する説明書のうち、委託料の内訳というものがございます。これの6ページ、9款5項7目学校給食センター費で内訳があります。調理業務関係とそれから除雪、それから設備点検業務、この三つが入っているところでございます。

委員長（秋山富雄君）

生涯学習課長森 茂君。

生涯学習課長（まほろばホール館長）（森 茂君）

ただいまのご質問にお答え申し上げます。

委員おっしゃいますとおり、文化財の指定等につきましては保護条例、保護委員会の意見等々がございます。さらに、ご存じだとは思いますが、所有者の承諾が絶対必要になるわけでございます。前に申し上げましたとおり、嚴重に保管なさっているということから、14年に調査なされましたときも極めて良好な状態ということで保管が確認をされております。その後10年というふうには流れてございますが、今もまだ良好な状態で保管が嚴重にされているというふうに思います。これは破損とかそういうものはないものというふうになっております。

以上です。

委員長（秋山富雄君）

11番鶉橋浩之君。

鶉橋浩之委員

それでは、学習全国調査に関しては22年とは全く違って一つの基準でやられるというようなことですから、今度は大いに学力がアップした成果を期待いたしております。

それから、文化財保護の関係なんですけど、極めて良好にというような課長の答弁でございました。10年ですから恐らく課長は現物を確認されての

ことだとは思いますが、いろいろ今回、質問でも申し上げましたけれども、あのことが注目されておりますので、できれば関連資料等々も含めてというようなことを申し上げました。問題は文化財保護委員会の中での扱いを協議したかとか、あるいは保存している方とのそういった協議を進めている経過、経緯があったのかということをお聞きしたかったので、もう一度お願いしたいと思います。

それから委託料の関係、これは載っていました。4,233万6,000円の内訳。これはなぜ質問したかといいますと、100ページ、実は100ページに本年度提出分の債務負担行為が出ております。これを見ますと25年から27年の限度額9,223万2,000円ということですから、これは単純に3年で割ると3,000万ちょっとぐらいにしかならないわけです。それで委託方法が大幅に変わったのかどうかという、そういう疑問があった関係で質問をしたのですが、ちなみに3年前、3年3年で切っているわけですから、3年前の債務負担行為では1億4,387万7,000円の計上だったというので、これはどういうふうに理解したらよろしいのか。そこをお聞きしたかったわけです。

委員長（秋山富雄君）

生涯学習課長森 茂君。

生涯学習課長（森 茂君）

ただいまのご質問にお答え申し上げます。

文化財保護委員会におきましては、この資料の重要性については話し合いは行われております。また正式ではございませんけれども、所有者の方には調査等でご協力いただいておりますので、非公式にはお話をした経過がございます。またこの内容につきまして、希有なものでございますので、救済事業というものでございまして、その組織運営実態が書いてあるわけです。ですからその資料の現物ということもございしますが、その精神をやはり広く伝播することが大切というふうに考えております。

以上でございます。



委員 長 （秋山富雄君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

給食調理業務委託に関してのご質問でございます。これにつきましては答弁を齋藤所長のほうから答弁させますので、よろしくをお願いします。

委員 長 （秋山富雄君）

学校給食センター所長齋藤秀明君。

教育総務課学校給食センター所長 （齋藤秀明君）

お答えいたします。

25年度から27年度までで9,200万円というふうに表記がございます。給食の委託契約は8月から28年7月までというふうなことでございます。それで9,200万円を36カ月で割りますとどうしても1カ月分が少なくなってくる、4・5・6・7と4カ月分少なくなっているはずです。

以上でございます。

委員 長 （秋山富雄君）

11番鶉橋浩之委員。

鶉橋浩之委員

文化財の方は、精神はそのように伝えられておるといようなことなんです。やはりもととなるのは、これは恐らく宮城県、全国でも第一級の文化財だと思いますので、それが町の文化財保護政策上、やはり何らかの位置づけが私は必要ではないかという思いから申し上げているので、ひとつ文化財保護委員会等々で話題にされたいというふうに思います。

それから、給食費の関係なんです。そうしますと丸3年分でないというふうに理解すればよろしいのでしょうか。21年の債務負担行為の調書では、これは22年度から24年度となっていたわけですね。だから私は3年分と理解したわけなんです。今回は25年度から27年度までの3年分です。

ね。余りにも金額が違うので、これは委託方法、センターの運営方法がまるっきり変わるのかなというふうな、そういうふうな思いがしたのでお伺いをしたわけです。これで私は3回目なので、ひとつもう一回立たれませぬので、わかるような答弁をお願いします。

委員長（秋山富雄君）

学校給食センター所長齋藤秀明君。

教育総務課学校給食センター所長（齋藤秀明君）

大変申しわけございません。ちょっと紛らわしい答弁だったんですが。

ここに書いておりますのは、25年4月から27年7月までの分でございます。28カ月分の総額になります。あくまでも契約が8月から7月までの契約になっております。ですから27年度分につきましては7月分までということになります。（「前回の債務負担行為の計上が誤っていたというふうに理解されるんですが、どうなんでしょうか」の声あり）

委員長（秋山富雄君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

前回の時点での債務負担行為のとり方については、前回から契約期間を8月から7月までというような形で訂正しております。ですから21年度の時点では多分、4月から7月分までが含まれての計上ということで、前回の部分は額が多いというふうな形になっているかと思えます。ですから契約のやり方については前回から8月から7月、今回も24年の7月で3カ年の契約期間が切れるわけなんですけれども、前回からそういった3カ年間の契約に直しております。今回も同じような形でやるんですけれども、ただ経過的な措置という中で21年度の計上額が多かったということでございます。内容等についてはまるっきり変わっていないということです。（「何で7月から8月に変わったんですか、それ。変わった原因は何ですか」の声あり）

委員 長 （秋山富雄君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

契約業者を選定する際に、ちょうど夏休みという長い期間での休みといったものを利用して業者がかわるということで、通常、年度でやりますと春休み期間が入るんですが、その期間が余り長くないというようなことで、もし業者がかわった場合の移行措置に難があるということで、そういった形で長期休みのとれる夏休みの期間に業者を選定するというようなことで今の方式となったものでございます。

委員 長 （秋山富雄君）

5番堀籠英雄委員。

堀籠英雄委員

吉田の教育ふれあいセンターと旧児童館の間に町道が走っております。その両わきには民家もあり、町道の奥には家もあります。この教育ふれあいセンターの道路のわきにも遊具があるわけですが、子供たちも遊具で遊んだり、あるいは道路で遊んでいるわけですが、時々車が猛スピードで入ってきて、昨年、人身事故なども発生しており、近くの父兄たちも大変心配しておりますので、道路のわきに徐行を促す看板あるいは標識を設置できないかといった声もよく聞きますので、その対応はいかがかお伺いしたいと思います。

委員 長 （秋山富雄君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

吉田のふれあいセンターの児童館が中にあるわけですがけれども、児童館の遊具が道路のそばにあるということで、その安全性の確保ということなんですけれども、一応あそこのところについてはフェンスを回して、遊具がある場所から道路には簡単に出られないような形でのフェンスは回し

であるところなのですが、今言ったような形で幼児が飛び出すというようなことであれば、児童館の職員のほうにも十分注意をしなければならないと思います。そういった中で本当に道路での標識が必要なのかどうか、それについて都市建設課のほうと相談してみたいと思います。

委員長（秋山富雄君）

5番堀籠英雄委員。

堀籠英雄委員

確かにあのところにフェンスなども回してありますけれども、あとはロープを張ったりしているわけですが、子供たちはやっぱりとっさに夢中で道路に飛び出したりするので、やはり安全性のためにもぜひ徐行等を促すようなものを設置するよう要望して終わりたいと思います。

委員長（秋山富雄君）

ほかにありませんか。

16番桜井辰太郎委員。

桜井辰太郎委員

馬場委員と同様の質問でございますけれども、やはりこれを担当した犬飼主幹、子供たちの確かな学力と豊かな情操教育を目的としながら、この事業をこのように立派に進めたわけでありましてけれども、学校からの要請があり、これを事業としてきたわけですがけれども、先生方の反応なども聞きながらこの事業についてさらに来年度の事業に組み込まれているようでもありますけれども、今後の期待する部分など、あるいは事業計画がありましたらお聞かせいただきます。

委員長（秋山富雄君）

生涯学習課主幹犬飼元子さん。

生涯学習課主幹（犬飼元子君）

それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

回答になるかどうかちょっとわかりませんが、学校からの要請に基づきましてなされる事業ですけれども、先生方からの反応と期待する分ということでございます。先生方もやはり個人差がございまして、地域教育協議会、各学校に地域の窓口となるコーディネーターが2名ずつおります。あと学校の窓口になっていただいている先生がいらっしゃいます。その窓口となる先生とコーディネーターの間で要請された事業を打ち合わせをして、どのようにこなしていくか決めていくわけなんですけれども、吉岡小学校につきましては伊藤直子主幹教諭、大変ベテランの先生でございまして、それからコーディネーターも長く学校にかかわりました佐々木登志子さんとか今野信一さんがなっていられるわけなんですけれども、その連携がすばらしくよくて、いろんな事業をたくさん地域の方々の出番をつくっていただいております。

やはり先生方個人の、地域の方を使ってやったほうがいいとか、そういった考えも個人個人別々でございまして、やはり地域の方が入って大丈夫なのかなという不安を抱いている先生もいらっしゃることは確かでございます。学校によりましては、先日の協議会で学校の先生の中に、もっとももっとこういった事業を取り入れてもらうように周知しなければならないという先生もいらっしゃいました。この事業については今からまだまだ発展する事業だと思いますので、学校教育支援という形で行われておりますけれども、そのもととなる家庭教育のほうにもこの事業は影響してくるのではないかと考えております。

平成24年度につきましても、こちらにある事業をさらにパワーアップするわけなんですけれども、大和家庭教育サポートチームというものを24年1月に設置したばかりなんですけれども、教育の基本となるのは家庭だということで、まだまだ24年度につきましては、親の学びと育ちをする事業なんですけれども、こういった支援を必要とするのか情報交換をしながら、まだまだ現実的なものにはならないと思いますけれども、情報交換をしながら子育て支援、家庭教育支援について協議していく予定にしております。

以上です。

委員長（秋山富雄君）

16番桜井辰太郎君。

桜井辰太郎委員

ただいま事業の反省と将来の展望についてお聞かせいただきました。私も本当にそうだと思います。教育の中で大切なのは、何といたっても第三者の意見を聞くという、そして第三者の意見を幅広く職員室で受けるという、そういうことだと思っております。こういうことを教育長もお聞きになっていると思いますけれども、今後の事業拡大にさらにいい形で取り上げてほしいなというふうに思っております。

私も今回で卒業するわけでありましてけれども、新しい人生のリセットをどうやって進めていったらいいかということなども、犬飼さんとこれから生涯学習の中で相談をしながら、自分の大切なものを受け継いでいきたいというふうに思っています。私もそうですけれども、犬飼さんご苦労さんでした。

以上です。

委員長（秋山富雄君）

ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで教育総務課、生涯学習課、公民館所管の予算については質疑を終わります。

ご苦労さまでございました。

暫時休憩します。

午後1時56分 休憩

午後2時06分 再開

委員長（秋山富雄君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより審査を行います。

審査の対象は町民課、環境生活課、保健福祉課です。

説明が終了していますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

17番大崎勝治委員。

大崎勝治委員

それでは、さもないことですが、環境衛生費の委託費の不法投棄防止対策事業業務委託についてお尋ねをしますが、今この仕事にかかわっている人数、さらには不法投棄の内容はどれほどあるものか、その件についてまず1点。

それから、狂犬病予防。今回、私は選挙運動で、犬にばかりほえられて歩いたからちょっとお尋ねするんですが、大和町で何匹犬がいるのか。そして何回注射をやっているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

以上です。

委員長（秋山富雄君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長（菅原敏彦君）

ただいまの大崎委員のご質問にお答えをさせていただきます。

最初の環境衛生費の中の不法投棄防止にかかわる人数といいますか、これは職員数というふうな意味合いでよろしいでしょうか。はい。

業務委託につきましては週2回、東と西ということで東西に分けて、週2回パトロールというようなことで12カ月分の1年間、これを業務委託いたしまして不法投棄の監視あるいは収集、そういったものの不法投棄の現状を精査しながら回収あるいは最終的にはその不法投棄の部分の処分まで含むわけですが、ここに係りますのは委託業者のほうの人数といいますのは、車で運行しますので、それぞれ1台につき2人つきますと、週2回ですので週に4人程度は当然つくというふうな形での年間の業務委託というものの積算での業務委託というふうにしてございます。

内容でございますが、不法投棄は以前もご質問が議会のほうからございましてお答え申しているわけですが、スパイクタイヤ、いまだに古いタイ

ヤといったものが1回のパトロールで10本ないし20本というふうな形で出てきます。また古い家電のテレビ、冷蔵庫といったものも数台、パトロール中に回収をされているというふうなもので、それを一部町のほうで全部集めまして、それで最終的には処分という形で町がさらに別に発注しましてやるわけでございますけれども、リサイクル法で引っかかっている部分が家電製品というようなことで、本来は町ではなくて個人の購入された方が今現在はリサイクルのほうに回すというふうなことで、処分費を出してやられるのが本来であるというのが実際、不法投棄ということもございません。

そして最近、箇所でございますが、大和町の南西部といいますか小野方面、仙台と近接している箇所の道路ののり面あたりが、道路パトロール中の都市建設課のほうでもやっていただいておりますけれども、あと町のほうでもやっておりますけれども、最近、都市建設のほうの道路パトロールの中でも確認されてきておりますので、こちらでなお再度点検をし、その分の回収あるいは所在のわかるものについては警察と協議というふうなことで、不法投棄の事業を進めさせていただいております。

次に、狂犬病のほうの登録数でございますが、予算は1,000頭を超えます部分について注射業務を予定しておりますけれども、実際は700から800頭が大和町の注射の実数になってございます。なお、注射済みというふうなご家庭もありますので、見込みとしまして1,000頭は町内に、愛玩動物といいますか犬をお飼いになられている家庭があるというふうには考えてございます。そういった内容で、飼っている方には年1回、狂犬病予防法によります注射を実施していただくというふうなことで、町のほうで各地区に指定会場を設けまして、4月になりますとご案内しまして、そしてその日、時間にその会場においていただいて、予防注射を飼い犬のほうに年1回やっていただくというふうな形で実施してございます。

以上でございます。

委員長 (秋山富雄君)

17番大崎勝治委員。



## 大崎勝治委員

週2回ということでございますけれども、これは委託している人を決めてやっているわけですか。その辺も聞きたいと思いますが。タイヤ・テレビ等そういうものが町へ上がってきた場合は町で処理しているということなのですね。

狂犬病については七、八百頭、1,000頭ぐらいいるでしょうということですが、これは飼ってあっても強制的な注射ではないんですか。注射を間違いないでやっているのであればかまれても心配ないという考えでよろしいのか、その辺もお聞きしておきます。

委員長（秋山富雄君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長（菅原敏彦君）

質問にお答えをさせていただきます。

業務委託につきましては、人を特定してということではなくて、事業を請け負う業者にやっていただくということにしておりますので、そちらのほうで管理といいますか、お使いになっている職員さん等で実際に当たっていただいているということでございます。

あと、狂犬病のほうでお話のございました注射の義務化につきましては、予防法では当然、愛犬といいますか飼い犬については年1回の予防注射というものの義務づけがございます。なお、こちらのほうでも予防注射をしているかどうかというものの確認は当然、最終的にはしなきゃないというふうなことで、こちらのほうの実数とその辺の差については、なお確認は必要になってくるというふうな形になるかと思いますが、まず飼い犬で注射をされていないというのがどれくらいの件数として実際あるかというのは、ちょっとそこまではこちらでは把握できませんが、基本的には皆さんどちらの世帯でも飼い犬がある場合には注射をされているものというふうにございます。

以上でございます。

委員長（秋山富雄君）

ほかにありませんか。

8番堀籠日出子委員。

堀籠日出子委員

それでは、町民課に1点お尋ねいたします。

住民基本台帳カードを発行されているわけなんですけれども、現時点での発行枚数と、それから当初計画したくらいの枚数が発行されているのか。それとこのカードを持つことによつてのメリットは何なのかをお尋ねいたします。

委員長（秋山富雄君）

町民課長内海賢一君。

町民課長（内海賢一君）

窓口担当の窓口サービスの村田班長が来ておりますので、村田班長から回答いたします。

委員長（秋山富雄君）

町民課窓口サービス班長村田良昭君。

町民課窓口サービス班長（村田良昭君）

今、堀籠委員からご質問あったわけなんですけれども、これは15年8月から始まりまして、今現在、24年2月末現在で住基カードは403の登録になっております。あとそのほかに個人認証といたしまして、税務署のほうのeタックスという申告ができるものに登録している方が184人います。住基カードのメリットといたしまして、高齢の方が大分多いということがまず一つなんですけれども、自分の身分を証明するために顔写真とかそれがないとできませんよということで、住基カードを利用している方が大分おります。あとは税務署の申告をするために、184人という方はそれを目的として住基カードを使用しております。

あと住基カードというものを持っていれば、全国どこに行っても登録し

ている市町村、まず今は90何%になっていると思うんですけれども、そこに行って住基カードを出せば、どこでも自分の住民票が出せる。出張中に必要になった方、あと単身赴任で住所を移さないで行っている方、その方が住民票を、本籍とかは出てこないんですけれども、そういう必要なものについて住民票としてどこの市町村に行っても出せるというメリットがあります。ただ、こちらの大和町にしますと、やはりどうしても年寄りの人たちが自分の身分証明書とするものの顔写真がないということで、その証明ということでやっているのが現状です。この有効期限といたしましては、10年間の有効期限となっております。

以上です。

委員長（秋山富雄君）

8番堀籠日出子委員。

堀籠日出子委員

それでは、ほとんどの人ということはないんでしょうけれども、結局、身分証明書として住基カードを取得しているというふうな感じなんですか。

それで、私の勘違いだったのか、当初は住民票とかそういうものをとるときに、カードによってすぐとられるというふうに私は認識していたんですけれども、実際に行くとカードがあるもないも関係なく、とにかく全部書類を書いて、そして住民票とかをとるようになっているんですけれども、当初はあのカードを提出するだけでとれるという説明はなかったんでしょうか。それと、それからよく住基カードを発行しているところに行きますと、機械がありまして、そこから直接とれるような仕組みにもなっているんですけれども、そういうふうな方向性にいく予定はあるんでしょうか。

委員長（秋山富雄君）

町民課窓口サービス班長村田良昭君。

町民課窓口サービス班長 （村田良昭君）

一番最初に、そういうことで全国的にとれるということがまず一番のメリットということでした。そのほかに日出子委員が言われたとおり、その機械があればとれるんですけれども、今いろんなところで支所とかそういうところでもとれるということ、土日に発行しているところがあるんですけれども、大和町としては今、窓口としてはその機械を入れてまで利用活用ということはないということで、例えばこれが無人化のところとか、あと今コンビニなどで自動のあれを使う場合は、そういうものを利用してやるということが出ております。

今、戸籍についても若干、検討される部分もあるんですけれども、戸籍についてはやはり戸籍法に大分重要視されておりますので、戸籍の発行までは住基カードを使ってということには至っているところは少ない状態です。やっぱり委員が言ったように、最初はどこに行ってもとれるという人たちが一番だったんですけれども、やはり今は平成20年に身分証明事項で必ず顔写真とか何か証明を持ってきなさいということがあるようになってから、自分の住基カードを身分証明書がわりに使う方々がふえてきております。

以上でよろしいですか。

委員長 （秋山富雄君）

8番堀籠日出子委員。

堀籠日出子委員

この住民カードは免許証のない方とか、それからご高齢の方が自分の身分を証明するのに必要だというのは理解しております。それで2万6,000人という、そんなに成人がいるわけではないんですけれども、そのうちで500何名かが住基カードをこのくらいしか持っていないとなると、そんなに効果というか必要としている人が少ないのかなと思うんですけれども。やはりこういう機械を置くことによって便利さが出てくれば、もっともつとこの住基カードを必要とする人が出てくるんじゃないかと思うんですけれども。ですから今の時点で余り活用がないということで、機械もどうかなという考えがあるんでしょうけれども、逆の発想で機械があることによ

ってその住基カードを必要とする人が多くなるんじゃないかと思うんですけども、その点についていかがでしょうか。

委員長（秋山富雄君）

町民課長内海賢一君。

町民課長（内海賢一君）

住民票とか印鑑証明の自動交付機、ああいうものが出始めたのが平成10年ころだったと思います。町民課に昔いたころ、そのころにもこういう話題が出まして、いろいろ検討したんですけれども、自動交付機は1台当たり600万円したんです、そのころ。そしてそのカードをとって申請、交付をとる方が何人くらいいるかということで、ほかの町村などに聞いたんですけれども、1カ月に2件とか3件とか、そういうくらいしか出なかったものですから、大和町ではまだ早いということで、そのころはそういう結果を出しておりました。

委員長（秋山富雄君）

ほかにありませんか。

15番中山和広委員。

中山和広委員

3課にそれぞれ1件ずつご質問をいたします。

答弁は課長でなくて担当者が答弁をしていただきます。

まず最初、予算に関する説明書の34ページ、企画費の町民バス運行事業であります。これについて乗車率を高める方策ということを何か考えているのかどうか、それをお伺いしたいというふうに思いますし、現在使用している車両の更新計画はあるのかどうか。これもお伺いしたい。

それから保健福祉課、これは45ページの老人福祉費の中でお伺いしますが、高齢者福祉事業がございます。この内容は寝具乾燥消毒サービス、軽度生活支援事業、介護医療事業ということでございますが、これについて対象者とか利用見込み人数といいますか、それらについてお伺いしたい。さらには継続適用されるような方が何件見込まれているのか、新規では何

件見込んでいるのか。それをお伺いしたいというふうに思います。

それから町民課では、これはことし平成24年度の主要な施策概要の中で、大和町安心子育て医療費助成事業、これは町長の施政方針の中にもうたわれてきたところではありますが、これまでの対象者の拡大ということで、非常にそういう意味では期待される事業だと思っておりますが、大体どのぐらいの人数が該当する積算をしているのか。それからこのことは説明があったと思うんですが、何しろ年寄りでありますから聞いたところは忘れております。それからもう一つは、これを適用するために、例えば保険証のようなものを発行するのかどうか、医療機関がどのような形で対象者がわかるようにするのか。それもあわせてお伺いしたい。

以上でございます。

委員長（秋山富雄君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長（菅原敏彦君）

ただいまの中山委員の町民バスの関係でございますが、私のほうからは簡単に説明をさせていただき、あと具体には担当者からというふうにさせていただきます。

ただいま町民バスの乗車率あるいは車両更新というふうなご質問でございまして、総務常任委員会的时候にもお話をした経緯がございまして、平成8年、平成10年、平成11年というふうな車両の登録バスということでございまして、ただいまのご意見も総務常任委員会でも拝聴させていただきまして、今後の検討というふうな形で私のほうでは受けとめさせていただきました。

なお、具体には担当者のほうからさせていただきます。

委員長（秋山富雄君）

環境生活課主幹清水善治君。

環境生活課主幹（清水善治君）

それでは、中山委員にお答えいたします。

町民バスの乗車率がふえる方法というふうなご質問でしたけれども、現在運行されているダイヤについては、平成21年度から23年度までのダイヤで運行してございます。その中で毎年こういったルートがいいのか、それともこういった乗客が乗ってくるのかということに乗降調査という形で毎年実施してございます。それを踏まえまして、後年のダイヤ改正に生かしていきたいというふうに考えてございます。

また車両の更新ということでございますけれども、現在4台ございまして、かなり老朽化が進んでいるというご指摘でございました。この車両の更新についても今後の25年度以降、ターミナルもできることですから、それにも合わせましてルートそれから運用方法というものを24年度で検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員 長 （秋山富雄君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 （瀬戸啓一君）

それでは、中山委員のご質問にお答えいたします。

高齢者福祉事業に関するご質問でございますけれども、大和町におきましては現在、高齢者と言われる方々、65歳以上の方々に約5,200人、75歳以上の方々に約3,000人ございまして、この福祉事業としましては委員ご承知のとおりサロン、それから介護認定等を行っております。特に介護認定者は現在900人相当の方々がおりまして、その方々の中でも寝具サービス、介護サービスそれぞれで対応しております。その具体的な介護の実態それから高齢者のサービスの内容につきましては、長寿・介護班長の高橋正春のほうよりご回答させていただきます。

委員 長 （秋山富雄君）

保健福祉課長寿・介護班長高橋正春君。

保健福祉課長寿・介護班長 （高橋正春君）

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

まず高齢者福祉事業寝具乾燥消毒サービスでございますが、寝たきりの方が多い中ですが、なかなか利用者については余りふえていないというような状況でございます。大体1回に当たり7人くらいでしょうか、大体同じ方が年2回をやっているんですが、同じような方が寝具のサービスを受けているというふうな状況でございます。ただ、清潔さを保てない方とか、環境がそういう方というような条件がありますので、寝たきりだからだれでもというのではないので、そういう数字にはなるかと思えます。

あと軽度生活援助事業ですが、これもどちらかというところ皆さん今は介護保険のほうのサービスに移っているものですから、利用者的には少なく、現在3名の方の利用でございます。大体、延べで年間7回くらい使っているでしょうか、看護の方の数は少ない状況でございます。

あと介護医療事業につきましては、要介護3以上の方につきましては、おむつ券と昔は言ったんですけれども、今は介護用品の利用できる券ということで月6,000円の券をお渡ししております。年間で今180人くらいの方が利用しております。この予算の中でほとんどがこの事業に費やされている事業の部分になります。

以上です。

委員長 (秋山富雄君)

町民課主幹鈴木伸明君。

町民課主幹 (鈴木伸明君)

では、中山委員のご質問にお答えさせていただきます。

15歳までのすべての町民が対象になるということですので、今現在、最新のところでとらえておるのが23年12月末ですけれども、4,188名のお子様方がおります。この方々はすべからく今回の安心子育て医療の対象となりまして支給させていただきます。なお、乳幼児医療で受給されている方、まだその期間にある方については特段の手続は要しないんですけれども、今回から小学校に入って以降の方々について、この3月中に書類を送らせていただきまして、3月中に第1段の手続が終わるように進めさせていただいております。仮に3月中に終わらなかった場合についても、最大で9月までの範囲で手続をさせていただきます、それで一たん手出しが



あった部分については償還という形で、取り落ちなく給付させていただき、このように準備させていただいております。なお、今まで乳幼児受給者証という形で受給者証をお出ししていたんですけれども、今回この安心子育て医療受給者証という形で、各家庭に申請のあった方に対して交付させていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（秋山富雄君）

15番中山和広委員。

中山和広委員

安心子育て医療費助成事業についてはわかりました。あと高齢者福祉事業の関係で、私は余りにも利用者数が少ないといえますか、そういうふうに感じました。それはなぜなのかということはどういうふうに分析をしておられるのか。例えば寝具乾燥消毒サービスでは、1回に7人ぐらいしかいないということで年間2回ということなんですが、やはり周知ができていない、知らないのか、知っていても利用しないのか、その辺をどういうふうに分析しているのか。

あと軽度生活支援事業についても3名しか利用しないということは、それもせっかくのこういう事業が町民に周知されていないのではないかと、その周知の仕方、利用を喚起するような方法、そういうものはどういうふうに考えているのかをお伺いしたいと思います。

かろうじてなのは介護医療事業で、介護資材の購入券が180人の方に利用されているということですが、対象者はどのくらいの中で180人利用されているのか、その辺がちょっとわからなかったということだと思います。

それから町民バスについては、24年度で更新等については路線も含めて検討するということがありますから、ぜひそのような形で検討をして、よりよい町民バスになるように。特に町民バスについてはこの前も申し上げましたが、バスそのものに乗りにくいような状況にある。やはり乗ってみたい、そういうバスを準備することも一つの方法ではないのかというふうに思いますが、その辺はどういうふうに考えていくのか。来年以降の話ですけれども、ことしから検討するということがありますから、そういう

ことについての考え方を伺いたい。

以上です。

委員長（秋山富雄君）

保健福祉課長寿・介護班長高橋正春君。

保健福祉課長寿・介護班長（高橋正春君）

お答えさせていただきます。

まず寝具乾燥につきましてですが、やはりひとり暮らしとか、その身边をなかなか整理してくれる方が少ないという条件が一つありまして、そういう意味合いもありましてなかなか寝具乾燥そのものが対象になる方が少ないということが一つかと思っております。年間2回ほど、ケアマネさん方も通すんですが、あとは広報等でお知らせしたりしているんですが、なかなかその辺で利用者がふえないということが実情でございます。

あとは軽度生活援助ですが、これにつきましては介護保険の対象外の方ということが一つのラインになっているものですから、このぎりぎりの線でいきますので、今ほとんど、少し状態的に不自由になったかなという方は介護保険でも認定を受けますので、ほとんどが介護保険の範疇の中でサービスを受けられるという方がふえてきておりますので、どちらかというところを利用する方が多いという意味、取り扱いが多いのかなというふうに思っております。

それから介護保険の3以上という方ですが、大体400名近くおります。そのうちの施設入所者を除きますので、そうすると対象が大体250名くらい、そのうちの180名くらい。率的には高いかなとは思いますが、そういう数字になっております。

先ほど周知の仕方がまだ足りないのかなというご質問でございますが、私たちもこれからも努力はしたいんですが、事業所とケアマネと施設と、そういうところに周知を、やり直しをしながら進めていきたいと思っております。

以上です。

委員長（秋山富雄君）

環境生活課主幹清水善治君。

環境生活課主幹（清水善治君）

それでは、中山委員のご質問にお答えさせていただきます。

乗りたい町民バスというような検討方法をとということでございますけれども、まず一つはターミナルとの兼ね合いと申しますか、ターミナルから仙台方向へのバスが想定されているとは思いますが、それを補完するための町民バスのあり方ということで一つは課題になっているかと思えます。

もう一つは、もともと町民バスというものは交通弱者のためのものということでございますので、これまでのとおりお年寄りの通院や通学、それと商店街への買い物というような目的で検討する必要もこれも引き続きあろうということでございます。また今後のバスの車種等も含めまして、自家用のバスがいいのか、それともほかでやっているようなオンデマンド方式がいいのかということもあわせて検討する必要があるというふうに考えています。また自家用車であれば、今までのマイクロバスがいいのか、それとももう少し小さいバスで効率的に運ぶのがいいのかということもすべて補完するような形で検討していく必要があるかというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長（秋山富雄君）

15番中山和広委員。

中山和広委員

高齢者福祉事業の関係については説明のとおりだというふうに思いますが、やはりケアマネジャーとか愛の訪問員も訪問しているわけですね。そういう方々からも勧めていただいて、そして衛生的な寝具を利用できるような対応を。せつかくの事業でありますから、そういう対策を講じる必要があるのではないかというふうに思います。

あと軽度生活支援事業については、介護保険該当者以外ということであ

りますから、余り多くはないということでもありますので、それは了解をしておりますし、あと介護医療事業250名ぐらいの中で180名の利用ということでもあります。できればそれでもまだ70人ぐらいは利用されていない方もいるわけでもありますから、そういう方々のためにももっと利用していただくような対策というものは講じる必要があるのではないかと。そのことについて、どういう進め方を考えるのかお伺いしたいと思います。

それから町民バスの関係については、今回答をいただいたとおりというふうに思いますが、私が言うのは、見て楽しいようなバスとかきれいなバス、しかも路線も21年から23年度ですから今年度で終わりなわけで、新たに交通対策会議を開いてそういう路線のことも検討されるというふうに思いますが、すべての要件の中で検討して、そして町民が本当に乗ってみたい、行ってみたいというようなバス運行事業になるように、ぜひ検討をされればというふうに思います。

回答については、高齢者医療で私が今申し上げた件だけで結構ですから、よろしく申し上げます。

委員長（秋山富雄君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長（瀬戸啓一君）

お答え申し上げます。

中山委員ご指摘のとおり、この高齢者のサービスの周知につきましては24年度よりさらなる周知、一人一人を事業所とケアマネジャーを通しまして一人一人をピックアップしながら皆様方に伝わるように努力したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（秋山富雄君）

ほかにありませんか。

13番大友勝衛委員。

大友勝衛委員

ほかにないようですので、ちょっとまだ早いようなので、二、三質問さ

せていただきたいと思います。

まずもって37ページの女性行政推進事業費、さらには消費者行政推進事業費、これの具体的には審議会等々行っているわけでありますけれども、まず審議会の目的あるいはどういう事業を行っているのか、その辺を1点お聞きしたいと思います。

続いて、55ページの予防費の各種検診ということで、これはあくまでも見込みの中で予算計上されておるとおもいますがけれども、要は今まで検診に該当するそれぞれの町民の今までどの程度の受診率を目途にした予算計上をしているのか。あるいは該当者がすべて、事業所で受けられる方もあるだろうと思えますし、それらを踏まえて要は無検診の方がどのくらいいるのかなということをお聞きしたいと思います。

それから、56ページの保健衛生費の環境衛生費11節需用費です。これは消耗品費として539万何がしですか、これは多分防疫薬剤費だろうと思えますけれども、さらに19節の補助金町環境衛生組合連合会ということで補助金を出されておりますけれども、この補助金の出される補助の目的等を含めて、再度ご説明いただきたいと思いますというふうに思います。

委員長（秋山富雄君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長（菅原敏彦君）

それでは、大友委員の質問にお答えをさせていただきます。

環境生活課分としましては、女性行政並びに消費者行政、さらには環境衛生の中の消耗品、薬剤関係。さらには補助金、環衛連といえますか、そちらのほうの目的というふうなことでご質問ありましたので。女性行政につきましては、男女共同参画というふうな形で審議会を通じて町内で行っている各事業、環境生活課以外の関係課の事業も含めて審議会には全部棚上げというふうな形で、全部お見せをいたした中にご審議をいただいているというふうな状況がございます。具体には担当のほうから説明をさせていただきます。

次に、環境衛生のほうの消耗品につきましてはほとんどが薬剤費ということで、防疫薬剤を各衛生班といえますか各行政区の中で対応していただ

いておりますので、そういった実働部隊としましてそれぞれ組合を回しておりますので、そちらに対する事業補助というふうな部分もございますので、そういった内容で補助を行っておりますが、具体についてはこれも担当のほうから申し上げたいというふうに思います。

初めに女性行政についてです。

委員長（秋山富雄君）

環境生活課主任主査齋藤美沙子さん。

環境生活課主任主査（齋藤美沙子君）

ご質問にお答えさせていただきます。

男女共同参画審議会の目的ということですが、こちらは町の男女共同参画の事業の円滑な推進を進めるための審査ですとかそういったことを行っていたいております。年度初めに毎年会議を開きまして、こちらで課のほうでこういった事業をしたいということを全部のせたものを委員の方々にご検討いただき、皆さん大変積極的に携わっていただいている方でいろいろなご意見もいただき、そういったことも含めて事業に反映をさせている状況でございます。

以上でございます。

委員長（秋山富雄君）

環境生活課環境生活班長大友健一君。

環境生活課環境生活班長（大友健一君）

防疫薬剤の関係、消耗品の関係でございますけれども、これにつきましては各行政区、現在ですと59行政区の区長さんに衛生組合長ということでお願いを申し上げまして、それぞれの地区に合った、町のほうでは油剤、粉剤等を購入して進めておるところでございますが、先ほど申し上げましたようにその行政区の地域性といいますか、それに合ったものを実施する回数分、病虫害の防除というようなことで行っていただいているわけですが、要請のあったものすべてを配給をするというような形をとらせていただいております。

また、補助金の関係でございますが、環境衛生組合の補助金につきましては町のほうからは258万円ほど環境衛生組合連合会のほうへいただいておりますが、先ほど申し上げた防疫事業の関係で、実際に業務を行うために要する経費ということで約7割を各衛生組合、行政区のほうに交付させていただいております。残りの3割については各種総会等、それら事務経費ということで使わせていただいているのが現状でございます。

以上でございます。

委員長（秋山富雄君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長（瀬戸啓一君）

それでは、大友委員の予防費の関係についてお答えを申し上げます。

この検診につきましては、いろいろ項目によって、さらには年齢層もいろいろございますけれども、一般的に私たちがとらえております基本健康調査、俗にいいます検診車が来て受ける検診でございますけれども、あの検診につきましては現在、平成22年度の実績で47%でございます。23年度は正確な数字が出ておりませんけれども、いずれにしましてもこれにつきましては会社で受ける方々、さらには病院等に通院なされて、いろいろ病院との検診項目の重複等があつて来ない方等もございます。その辺のそれぞれの具体的な内容につきましては担当の班長のほうから説明させていただきますけれども、正式な受診率といわれますのは、私どもがとらえておりますのは47%から48%で約半分ぐらいという形ではとらえておりません。

なお、詳細につきましては、健康づくり班長の長谷 勝のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

委員長（秋山富雄君）

保健福祉課健康づくり班長長谷 勝君。

保健福祉課健康づくり班長（長谷 勝君）

では、大友委員の質問に対して回答させていただきます。

まずは4款1項2目13節委託費関係の積算なのですが、これにつきましては実績をもとにはじいた数字で積算しております。毎年やっているのですが、ほぼ数は毎年変わらない、大体毎年同じぐらいの数字になっております。

それから、各検診の受診率等ですが、まず大ざっぱに言いますと、本当に50%ぐらいの受診率になるかと思えます。その中で町がやっている集団検診の中で、男女が受ける胃がん、大腸がんにつきましては約20%ぐらいになっています。そのほかに職域と言われる職場で受けている方々、これを見ますと約半分になります。それから女性だけの子宮がんと乳がんですが、これにつきましては結構高く30%ぐらいになります。これにつきましても職域での検診がありますので、毎年2月ぐらいに検診の申し込みを出します。その中で、職場で受けるというふうなチェックをしてこちらに返していただきますが、それを見ると約半分ぐらいの方は町かあるいは職域で受けているという状況になっています。なので約半数の方々が検診と言われる部分で受診していない方々になることになります。

以上になります。

委員長（秋山富雄君）

大友勝衛委員。

大友勝衛委員

女性行政推進事業ということで、いろんな課題があるんだろうとは思いますがけれども、今の説明で私もまだ理解しかねる部分があるんですけども。当然、世の中は男女二つしかないわけですから、今の時代は女性の力をかりないとなかなか日常生活そのものもできないような状況になっているのかなというふうに思っていますし、いろんな意味で行政に女性なりの感覚のものに行政推進にいろんなご意見をちょうだいしているんだとは思いますがけれども、なお一層、ちょっともっと明確な活動が出れば我々も評価できるのかと思いますがけれども、実際そこまでちょっと感じられない部分もあるものですから、その辺をお聞きしたわけでありまして。わかりましたけれども。

それから防疫の問題です。これは毎年、量的な見直しは当然されている



と思いますけれども、今なぜこういうお話をするかというと、行政区からの要請で多分薬は出すんだろうと思いますけれども、要は新築したりいろんな形で家屋の状態が違っているものがあります。床下消毒等々も含めて。だからある意味では薬の量も当然減ってくるのかなというふうな感じがしておったものですから、まずその辺をお聞きしたわけでありまして。あとの環境衛生連合会というのは、区長なりが入った中での公衆衛生連ですか、通常言っているのは公衛連というのかな、多分そのほうの、今は防疫消毒するための人件費に7割が充てられているというふうに説明あったわけですが、それについては理解をしたわけでありまして。いずれにしても額としては大して大きくはないのですけれども、今の住宅環境状況を見れば当然減ってくるのかなという感覚でしたので、その辺についての見直しもされているとは思いますが、もう一度ご答弁をいただきたい。

それから検診の受診率が50%ぐらいということのお答えがありましたけれども、申告制みたいな中で検診の受診の申し込みをしているわけですが、やはり実際に聞いてみますと、たまたま受診しなかったために肺がんになったとか、そういう方もいらっしゃるようであります。そういったことを踏まえますと、やはり受診票の申し込みを受け付けるだけでなく、再度そういった受診漏れのないような啓発も必要ではないのかなと思いますので、その辺ももう一度、お考えがあればご答弁いただきたいと思っております。

委員長（秋山富雄君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長（菅原敏彦君）

ただいまの質問についてお答えをさせていただきます。

まず女性行政の例えばの具体例というふうなことでご質問があったかと思いますが、庁舎内におきましてDV関係、ドメスティックバイオレンスといいますか、女性に対する暴力といったものの防止が警察でも当然それはあるんですけれども、社会的な要請としましてそういうふうな女性に対する暴力防止というふうなものの啓蒙普及活動も町の仕事の中に入ってございまして、今、庁舎内のトイレにはDVの訴えカード、何かあったらこ

この機関にお知らせくださいというふうなお知らせカードを庁舎内すべての男女のトイレそれぞれに、最初は去年ですと女性のトイレだけ必要だということで、これは庁内の委員会での意見で女性用のトイレに置きましたが、男子のほうのトイレにも必要ではないかというふうなご意見、今年度さらにまた会議等でいただきましたので、そういったものも一つの対応で、小さいことですがけれどもやっぱり公共的なものにはそういう目に届くようなカードを常に置くというふうな形で取り組ませていただきます。

近年、研修会等にもこの男女共同参画関係で県のほうの研修にも委員さんと私たち職員も参加をさせていただいておりますので、そういった内容では前千葉県知事の堂本知事が、今後の震災における復旧、復興、そういった中での女性の意見といたしますか、そういった反映をぜひすべきだというふうな女性の国会議員の動きというものの動向についてもお披露をいただきましたので、その内容については後、担当のほうからそういう研修も踏まえて、女性の意見というものがあらゆる行政の活動の中で必要になってきているというのが社会的な要請というもので、それに一つ一つ小さいことから町としては取り組ませていただいているという状況です。

あと学校においても、そういうふうな教育をやるということは、名簿は男女平等に並べるとか、そういう一つ一つの積み上げを各課でそれぞれやっております。

あとは担当のほうから詳しい内容を、薬剤のほうは班長のほうからさせていただきますのでよろしくお願いします。

委員長（秋山富雄君）

環境生活課環境生活班長大友健一君。

環境生活課環境生活班長（大友健一君）

それでは、防疫薬剤関係でございますが、先ほどちょっと言葉少な目で説明不足で大変申しわけなかったんですが、地域に応じた特性、その地域のいろいろな違いがございます、例えば申し上げますと、先ほど新築住宅云々の話もあったわけでございますけれども、吉岡地区とかもみじヶ丘地区につきましては各個人の住宅の防除は実施しておりません。ただし薬

剤の申し込みはございます。それは何に使っているかといいますと、U字溝、道路側溝のます、あと暗渠の部分の水たまり、暗渠の出口とか、そういったところにボウフラ等が発生するということがありまして、そちらの利用もされているということでございます。当然、地域の特性でございますので、そういった希望されない方については強制的にやるということで指導はしておりませんので、確かに金額は余り減少しておりませんが、使い方の変更といいますか、そういったことが生じているというのが現状でございます。

以上です

委員長（秋山富雄君）

環境生活課主任主査齋藤美沙子さん。

環境生活課主任主査（齋藤美沙子君）

それでは、男女共同参画関係の23年度に実施した主な事業について、ご説明をさせていただいて知っていただきたいと思っております。

女性の視点から見る震災復興ということで、こういった大災害のあった後で皆さんそういったことに関心が高いと思ひまして、町の防災・災害対策会議などへ婦人防火クラブの方ですとか女性の方に多く参加をしていただきたいということで、講演会を1月27日に開催しております。講師にはNPO法人イコールネット仙台の宗片恵美子さん、国の防災会議の委員にもなっていられちゃって全国的に活躍されている方にいらしていただきまして、参加者としましては先ほどの男女共同参画審議委員の方々はもちろん、婦人防火クラブの役員方ですとかそういった方、合わせて50名の方にご参加をいただきまして、男女共同参画の推進について学んでいただいたりしてございます。

あと先ほど課長から話のあったDVの予防啓発ということで、DVカードを役場の庁舎のほうに去年から置いておったんですけれども、ことしは町内の医療機関すべてのほうと大きなスーパー、商業施設のほうにも設置をお願いしまして、できればトイレとかに置いていただきたいということでお願いをしております。

主なものとしてはそういった活動をさせていただいております。

以上でございます。

委員長（秋山富雄君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長（瀬戸啓一君）

先ほどの大友委員のご質問にお答えします。

この集団検診、受診率の関係でございますけれども、この検診につきましてはちょうど皆様方にも現在、検診の申込書が郵送等で届いているかと思っておりますけれども、この辺の仕組み、記入の仕方にいろいろ反省点があるのかなという感じはしております。よくあるケースとしまして、あの申し込みで全部集団検診を受けますよという丸印を記入して町のほうに返ってきました、こちらのほうで名簿をつくって待っておりますと受診しなかったと。結果として病院に行って受けたとか、会社のほうで受けたために来なかったということがあって、その受診率の押さえ方についても若干の精度の誤差があるのかなということでは反省しております。そのようなことも踏まえまして受診率の向上に努めたいと思います。

特に生活習慣病と言われます特定健診、国民健康保険加入の方に多いわけでございますけれども、これにつきましては平成21年から平成26年の65%の受診率を目標にして進めておりますけれども、あのシステムにつきましては本町独自のシステムで赤・青・黄の赤信号、黄色信号、青信号という感じで、おたくさんは少し気をつけたほうがいいですよというようなシート式で対応しております、それぞれお一人お一人にご相談をして対応していくというようなシステムをとっております。これにつきましては微増でございますけれども、受診率もふえておりますとともに、その改善率も見られまして、本町のメタボと言われます特定健診の結果はメタボ対象者が少しずつ下がっているという結果が出ておりますので、その辺につきましても受診率の向上とあわせまして24年度より精力的に取り組んでいきたいというふうに考える次第でございます。

よろしく申し上げます。

委員長（秋山富雄君）  
大友勝衛委員。

大友勝衛委員

ご説明をいただきまして理解をいたしました。ぜひすばらしい生活環境をつくっていただくこと、さらにはやはり医療費の負担軽減にも当然つながる事業でありますから、それについてもやはり啓蒙活動をもう少ししていただいて、受診率が高くなるように努力をお願いしたいというふうに思います。

以上で終わります。

委員長（秋山富雄君）  
休憩します。  
休憩時間は10分間といたします。

午後3時07分 休憩

午後3時16分 再開

委員長（秋山富雄君）  
再開します。  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
ほかに。  
6番高平聡雄委員。

高平聡雄委員

それでは、資料の37ページの2款1項12目消費者行政推進事業の予算180万円ほどでしたか、これについて伺いますが、あわせて第2次実施計画から外された事業の中に、生活相談所弁護士相談事業ということで登載事業になったもの、これの多分取り下げた原因がこちらに移ったのかなというふうに思うんですが、これとのかかわりと、もし関係あるのであればそれを教えていただきたいですし、関係ないとすれば消費生活事務の補助員だけで済む場合と弁護士までかかわらなきゃない事案というものも当然

あると思うんですが、そういった場合の予算というのはどこで見ているのか、お教をいただきたいと思います。

あとは47ページの3款1項社会福祉総務費のひだまりの丘の管理費、これはほかの公共施設でもほかのところに聞いているものですから課長のほうにもお伺いをするわけですが、需用費の内容について教えていただきたいのと、これまでのひだまりの丘建設後からの修繕の内容について、現在の課長であるところまで歴代で経年の状況というものが伝わっているのか、管理されているのか。それをお伺いさせていただきます。

あわせて、町民課のほうには予算として計上されていないものでお伺いをするのですが、というのは町民の窓口用の封筒、現在スポンサーを募って使用していただいておりますが、その利用状況。要するにどのくらい使われているのか。これを提言させていただいた折、たしか税務課か会計課で一括してその封筒類は何年かごとに制作をしているというお話をいただいたわけでありましたが、これは予算管理上、要するに自分のところの予算でないということによって非常に甘い管理をされている可能性があるのではないかとということでお伺いをするわけですが、今回のように町の予算を使わずして利用している封筒ができたことによって、本来であれば同数の封筒が今まで公費を使っていた封筒が当然使われないということになるはずなんだけれども、そういう意味での管理というものが町としてなされているのかということ、1課だけではなかなか難しい話ですけども、そういう認識がまずあるのかということをお伺いしておきたいというふうに思います。

それと、137ページの介護保険料事業会計、これの中の歳入のほうで1号被保険者の収入が8,300万円ほど今年度増額予算計上している。これは前段の条例改正で第5期介護保険事業計画の中での料金改定に伴う増額見込みということなんだろうと思うんですが、これから3カ年の見通しで大体このぐらいということだと思うんですが、その大きな要因として、この4月オープンの特別養護老人ホームの利用も当然見込んでいらっしゃるということだろうというふうに思いますが、現段階で大和町の住民で利用を希望されている人数、要するに申し込み人数です。それと現段階での見通しとしてどのくらいの方が大和町の利用者の中で利用ができそうなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

委員長（秋山富雄君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長（菅原敏彦君）

ただいまの高平委員のご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の消費者行政、経費等につきましては、2款1項1目11節の女性行政推進の中での次の12節消費者行政推進の173万ほど云々のございましたので、大方につきましてはこちらに記載がございますけれども、消費生活相談員という窓口の相談員に対する賃金といいますか、その手当分の事務補助というものが消費生活相談員のお一人の分でございます。それで週3回というふうな形で12カ月分というふうなことで平成24年度はお願いしてございます。

あと講座関係での講師の分と、あとは費用弁償は相談員が仙台のほうにこちらから出向いて会議出席する場合のバス代とか、そういったものがございます。あと消耗品はちょっとしたリーフレット類の印刷関係、さらには車借り上げにつきましては消費生活にかかわる移動研修というものを年1回実施してございますが、23年度は仙台卸市場に行って花卉市場の見学をさせていただき、さらには河北印刷センター、今回被災に遭われた泉の工業団地の印刷センターの内容等も女性の皆さんと一緒に研修させていただいておりますので、24年度もそういった方向で研修をしたいということで、計画をする上での費用というふうなことで総額で173万円ほど。あと一部、弁護士相談というふうなお言葉も中に入ったかと思いますが、消費生活の中では直接弁護士相談というふうなことではなくて、弁護士の紹介というふうな形にしてございますので、あと実際、生活相談所の運営には消費生活とまたプラスアルファとしまして環境生活の分として人権擁護委員、あと行政相談員、あるいは社会福祉協議会が実際に運営しますけれども社会福祉協議会の消費生活相談員の委嘱、そういった皆さんと一緒に運営してございますが、その内容については担当のほうからまた詳しく説明をさせていただきます。

じゃあ齋藤さん、生活相談。

委員長（秋山富雄君）

環境生活課主任主査齋藤美沙子さん。

環境生活課主任主査（齋藤美沙子君）

高平委員のご質問にお答えさせていただきます。

ご質問の中で事務補助員の賃金と弁護士までのということだったんですが、こちらでの業務としましては、内容によって弁護士の照会とかまでになるんですが、現在、県のほうでアドバイザー弁護士制度というものがございまして、そちらを利用しますと相談員が直接、弁護士にご相談とかをして、その費用が県のほうから全額出していただけるという制度を現在やっております、そちらを利用したりしてございますので、町として特に費用はかからないでやっている状況でございます。

以上でございます。

委員長（秋山富雄君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長（瀬戸啓一君）

それでは、高平委員さんのご質問にお答えします。

まず、ひだまりの丘の管理費の関係でございますけれども、この需用費につきましては、主なものとしては大きいものは電気・水道はもちろんでございますけれども、お風呂等のボイラー軽油が大分ウエートを占めております。その辺の一つ一つの内容につきましては、担当の班長のほうから予算の中身をご説明させていただきたいと思っております。

それから、修繕の内容についての申し伝え等々というお話でございますけれども、修繕内容につきましては施設台帳、財産台帳の中でそれなりに引き継ぎ、把握という形で引き継ぎをさせていただいております、修理・修繕につきましてはやはりその内容等の決算書それから実績等の中で、我々が把握しているという事務の実態でございます。

それから介護保険の関係でございますけれども、委員ご指摘のとおり介護保険料の改正に伴う予算の増でございます、特に今度新しくできる施設の大和町の見通しと実態ということですが、現在あの施設に申し



込みをされている方々、正確な数字はあれですけども、10日ほど前の数字でございますけれども、250人ほど希望があります。定員は100人でございますけれども。その250名の方の内訳が、大和町民が110名、大和町以外の方々が郡内、県内すべてでございますけれども140名ぐらいという内容でございますして、最終的にいろいろ向こうから事務所から入ってきておりますいろんな情報、お話の中では大和町に住民票を有する方すなわち大和町民は60人から65人ぐらい、3分の2ぐらいである程度、その程度の人数でいこうというようなお話はこちらのほうに伝わっております。

それで、先ほどのひだまりの丘の需用費のそれぞれの内訳内容、詳細につきましては福祉班長の文屋猛夫のほうからご回答させていただきます。

委員長（秋山富雄君）

保健福祉課福祉班長文屋猛夫君。

保健福祉課福祉班長（文屋猛夫君）

それでは、需用費につきまして、まず消耗品からでございます。ひだまりの丘の南側にあります公園の管理費として肥料・農薬代、除草剤が主なものなんですけれども、その分というものがあります。そのほかにお風呂が二つあるわけですけども、そのうちの一つのほうが香りの湯ということで入浴剤を利用しております。その入浴剤購入料、そのほかには各施設内の照明関係、ハロゲンランプ等、スカイビームというような形の特殊なランプを使っておりまして、その金額が出ております。そのほかには業務用消耗品、さらにはこちらから職員が出向いて業務をやるものですから、プリンター用のトナーカートリッジ、あるいはコピー料金とかそういうものも含まれております。そのほか浴槽に残留している塩素があるかどうかの確認のための薬というもの、（「 」の声あり）失礼しました。そのぐらいが消耗品費の中にあります。

燃料代につきましては、先ほど課長からお話がありましたけれども、A重油を購入しているわけですけども、これがほとんど全額になります。あとはそのほかにはCCIオイルとか芝刈り機などに使うものが若干あります。

光熱水費につきましては、電気料と上下水道料というような形でありま

す。

修繕費につきましては、今年は大きなところでは公衆浴場の床の張りかえ、あとは真空式の温水ヒーター修繕というものがあります。そのほかには小破修繕の費用となっております。

以上でございます。

委員長（秋山富雄君）

町民課窓口サービス班長村田良昭君。

町民課窓口サービス班長（村田良昭君）

高平委員のご質問にお答えいたします。

今まで窓口用封筒ということで角4のものを約10万円ほど使って町民課だけでも用意しておりました。23年4月1日から税務課のほうで窓口になりまして郵宣協会というところと契約いたしまして、この郵宣協会が町内の企業などに当たっていただいて、今のところは4社、うわさに聞きますと1コマ7万5,000円ということで、あと郵宣協会では使っていただければいただくほどPRになるということなので、必要な部数は出すということです。ただ、うちのほうとしてもそれは1年間のものなので、3月31日で今回4社さんが終わりましたら新しい4社さんの分が出ますので、その余った分は廃棄するか郵宣協会に返すということで一応お話し合いをしております。

町民課のほうで使った枚数は、A4のほうで約2万枚、そして小ということでA5のほうで1万2,000枚。どうしても今まで角4ということで封筒なんですけれども、三つ折りにしないと入らない、でも皆さんそうやって入れていたんですけれども、どうしても今そういうA4が入るようなものになったら、どうしても折るのが嫌だなと思ってやっぱりそのままA4が入るものを利用しているところがあります。一応うちのほうの2月末現在までで約2万6,200件ぐらいの証明を出しております。12月になってからは税務課と調整しまして、必要部数を調整しながら3月に若干余るぐらいのやつで調整を図っています。税務課のほうの証明につきましては、ここで詳細は言えないんですけれども、多分3,000枚ぐらいの数だと思います。あと24年につきましては2社が残って2社が新しい業者ということで

聞いております。

委員からお話があったとおり、今までは証明の封筒だけでも印刷して発行しただけで10万円ぐらい。だから年間10万円ぐらいの削減にはなっております。ただ、うちのほうとしても今は人口がどんどんふえているということで、去年の1年間で800人の人口がふえております。やっぱり証明関係、あと杜の丘に新築される方々は住民票、印鑑証明が必要ということで、大分その辺もとっていかれた方々もいます。

そして余談にはなるんですけども、きょう県の企業統計課からメールが入ったんですけども、大和町の宮城県内の人口増加率ですけども、大和町が第1位で3.16%伸びたということです。その次に2.31と富谷町、その次に利府町ということで。ただ人口増といたしましてはどうしても仙台市、その次に富谷町、第3位に大和町というふうになっております。ですからこれにつきましては余らないように調整しながら今、配布しているところであります。

以上です。

委員長（秋山富雄君）

6番高平聡雄委員。

高平聡雄委員

消費生活相談のローリングで見ますと、残念なことに24年だけしか予算が書いていないんです。昨年度やっと始めたばかりの事業で、課長、ことしこの成果を出さないとこれで終わりということなんですか。非常にやる前から不安なんですけれども。ぜひこの後ろに予算立てがついていかないと意味ないというか、効果が出る前に終わっちゃうというんじゃ、これは逆にいうとやる必要がないんじゃないかという議論になってしまいますし。副町長もよくごらんになっていただきたいんですけども、これは24年度しか。特に光をそそぐ交付金事業ということで国の金ですか、これ。それだけで運営するような状況になっています。ご承知のように、これについては滞納整理だとか、あるいは福祉関係、生活保護からの脱却だとか、全部これは連動する窓口になるわけですから、これは続けなきゃならない事業なんです。そういう観点に立ってことしは課長、事業を推進。

私はそうなるんだらうなというふうに強く期待をしているんですが、ご決意をお聞かせください。

それと封筒のほうを今詳しくご説明をいただいて、需要も伸びているというようなことで、非常に結構なことだというふうに思います。ただ私が申し上げた一方での、本来これは公費支出を5万でも10万でも減らすべきだという観点からの事業ですので、これは本当に減ったのかというところをきちんと見ておかないと。その部分については、ひょっとしたら窓口では使わないけど、ほかのところで使っちゃっているみたいなことになったんでは意味がない、ほかの事業で。ですから環境ISOじゃないけれども、一方で減らした分を追跡しないと、本当に貢献している事業なのかどうかということにはかれないですから、班長としても今の事業じゃなくて、これまで使っていた封筒の行方も町の予算でつくっていた封筒の行方も追いかけてほしいなということで申し上げましたので、検討してほしいと思います。

それと特養の話ですが、大体60名から65名を入所させたいと。ただし希望は110名だということですが、これを考えると差し引き50名は待機者ということになるんですか。単純にそういう見方をしているものかどうか。この待機者に対する対策をどう考えるのか。これはこういう施設ができますよということで町内外から相当今は注目されていますから、申し込みも通常よりは多い状況、押し寄せている状況だとは思いますが。本来、入所させなきゃならない人での待機者数とは多分違うんだらうとは思いますが、それにつけても注目されたということで施設利用者がふえる、希望者がふえることは当然です。それに対する対策を当然検討しなきゃいけないわけです。それをどういうふうにとらえているか。

あと、あわせて待機ということで、ちょっと新しい話で恐縮ですが、今回きのう見せていただいた新たな民設の保育所について、これについては120名定員というようなことであります。ですからこれも今年度で立ち上げて来年から入るということなんでしょうが、大和町の現在の待機児童、その都度話が出るわけですが、仮にこれができた場合に、待機児童がどういふふうになるかということをご教示いただきたいと思いますというふうに思います。

ごめんなさい。もう一つ、忘れまして。ほかの課と違って課長の先ほど

の答弁だとひだまりの丘の管理台帳の中で、これまでの経年の経費等の管理は申し送りされているというふうに伺いましたけれども、これは本当ですか。ほかのところは全然していませんよ。もしされているのなら、ぜひほかの課に教えてほしいなということと、もししていないのであれば必要なのではないかというふうな観点からどう考えるか。

委員長（秋山富雄君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長（菅原敏彦君）

それでは、ご質問にお答えをさせていただきます。

消費生活相談員の配置状況のローリングというふうなお話でございました。当初このローリングにつきましては、始まったところでの財源的な措置が住民生活に光をそそぐ交付金事業というふうなことで、当課の消費者行政の相談員の配置というふうなことで指示がございまして、そちらにのせていただいたということで、当然そのローリングにもその流れで掲載はさせていただきます。ちなみにその有効性云々とあわせてのローリングのほうの記載云々、将来的にどうなのかというふうなご質問ですが、今現在の相談内容、件数、それぞれ11月から配置をされまして相談員のほうで相談をしている実数でございますが、電話相談は別としまして来庁の相談としますと11月が4件ほどご相談がございまして、12月は1件、1月になりますと5件、2月になりますと6件ということで1月、2月と伸びてきている状況にございまして、今現在、相談件数、来庁者は16件ほど、本日も来ているようですので3月も数的には伸びますということは、それなりに町民の方にご利用いただく窓口として、その有効性は十分にこれからもなるというふうには考えてございます。当然、24年度もこの交付金事業で配置するわけですので、それなりの効果を上げる、あるいは県との連携の中での消費者行政を大和町としてとっていくというふうな形で考えてございます。

その財源的な問題も将来的に今後どうするかというのは、交付金事業がどういうふうに移すのかというふうなことも判断の中にございますので、今後この相談事業の内容等も詰めながら、上と協議をさせていただく

というような形でこのローリングについてもお示しすることがそのうちできるのではないかと。今回に限っては交付金事業ということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

なお、あわせて消費生活のほうは利用が上がってきておりますし、24年度もそういった形で伸びるであろうという予想も立てておりますし、県との連携の中でもうまく省内予算も図っていただいておりますので、その効果はあるのではないかとというふうに考えてございます。気持ち的には委員と同じ気持ちでございますので、継続して必要な窓口体制というものは当課としてもとってまいりたいという気持ちでございます。

以上でございます。

委員長（秋山富雄君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長（瀬戸啓一君）

それでは、特養ホームの関係でございます。これにつきましては先ほどお話しさせていただきましたとおり110人の希望、約110人ぐらいということですが、それに対しまして65名程度ということでございますので50人ほど、これは専門的な用語で言えば待機老人という形になってまいります。実質的にどういう方々かということにつきましては、最終的には分析は必要でございますけれども、いろいろこの特養ホームの入所希望をされている方々は、ほかの施設から移ってくる方々が多いというお話も聞いています。例えば具体的な例としまして、高田の希望の杜から10数名ほど希望をとる。そのうち何人該当するか。当然向こうのまほろばの里の特養老人ホームのうち震災判定の方々が判定するわけでございますので、そういう形でいきますので、例えば希望の杜でも結構ですが、そういう施設に入っている方々を待機として見る、一般的な専門用語で言えば待機になってくるかもしれませんけれども、自宅でないということもございませぬので、その辺のとらえ方は最終的に特養の入所者、大和町の希望者が決定した段階で、大変申しわけございませんけれども、お入りになれなかった方々をリストアップして整理してみたいというふうに思っております。

それから保育所につきましてはの待機児童でございますけれども、ことし

も4月からの保育所入所の希望を2月末まで、ほとんど入所希望者が固まった状況でございます。トータル的に総希望人数から総受け皿を差し引きますと30人ほど入れない方が出てきているということで、これにつきましては30人、当然自宅におるお子さんもおりますれば無認可の保育所に行っているお子さんもおります。その辺で基本的にこれは30名という数値になってくるかというふうに整理させていただきたいと思っております。

それから、先ほどのひだまりの関係でございますけれども、施設台帳、財産台帳、備品台帳につきましては引き継ぎがございますということでございまして、先ほど委員ご質問の中の修繕につきましては、これは把握しておりません。いつ何を直したかということは。ただ基本的には備品につきましては入れかえ、修理物件につきましても入れかえ、年月日は把握しておりますけれども、いつ何をどう直したということについて、具体的なことについての台帳については私の勉強不足かもしれませんけれども、具体的に今のところ確認したことはございません。

以上です。

委員長（秋山富雄君）

町民課サービス班長村田良昭君。

町民課窓口サービス班長（村田良昭君）

先ほどの高平委員の追加のことですけれども、窓口用封筒につきましては先ほど言ったように約10万円の減になりまして、町民課といたしましては去年の23年4月1日から新しいものになるということで、増刷の印刷はしないで茶封筒の角4のものを買いまして、それに窓口サービス班というスタンプを押して随時出すような形にしまして、窓口で今まで使っていた封筒につきましては一切もう在庫がないというような状況で調整しました。

以上です。

委員長（秋山富雄君）

6番高平聡雄委員。

気持ちとしては同じような気持ちで当たりたいというような課長のお話がありましたが、聞くところによりますと実績ということではないにしろ税務課との連携がとれて、滞納のための共同作業の相談も始まったやに伺いました。そうすると先ほども申しましたように、それに連動して収入がないというようなことで、生活保護等の社会福祉関係の費用の利用者ということとも連動してまいりますし、それを解消するために再就職といったことだとか、サイクルとして回していくということが求められている一番最初の窓口、それによって行政としてのこれまでの滞納の分についても解決をしていくと。本人たちも生活にリセットしていけるという状況が想定されますので、これはぜひ進めていただきたいですし、副町長、これは来年度以降も国として今の交付金を使って大和町ではやっているということではありますが、ぜひ念頭に置いていただいて、次年度以降の単独予算でもやっていけるようなことを検討していただきたいということで、副町長のご見解をいただきたいというふうに思います。

町民課のほうの封筒の件については了解しました。ぜひ節減できるところについては今後もより一層、節減に努めていただきたいというふうに思います。

あと、保健福祉課のほうの待機高齢者の件であります。今のご説明ですと自宅からの直接の入所ということだけではなく、多くは他の施設からの入所だということでお話がありましたが、課長も十分、担当者の方も十分承知の上だと思いますが、そういう希望の杜を含めて老人保健施設あるいは病院、そういったところに入ることすらままならないで大変困っている家族というのは水面下に圧倒的な数があるんです。ですからそちらから入ってこられたからそっちに空きが出るなんていうことじゃなくて、そっちも相当の競争の中で入れるか入れないかというようなことが繰り広げられているわけです。ですから町として施設の整備というものは今後も当然求められていくだろうというふうに思います。またそういう老健であってもグループホームであっても、そういう整備に対する要望というものは今後は高くなることはあっても静まることはないということですから、今回の特養ができたことによって一山越えたみたいな形では通らないということ肝に銘じて、施設整備について今年度もご検討を続けていただきたい



いというふうに思います。それのご決意を聞きたいと。

待機児童については、これも同じく今後も需要がふえる一方だろうというふうに思いますので、動向を見きわめて、その解消に向けて対応をいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

以上です。

委員長（秋山富雄君）

副町長千坂正志君。

副町長（千坂正志君）

それでは、高平委員の質問にお答えしたいと思います。

消費生活行政の中で相談窓口の設置ということで、光をそそぐ交付金で今まで運用をしてきてございます。先ほど課長のほうから実績の報告がありました。消費生活センターとの連携も含め、県のいろいろな相談窓口との連携も含めて今までやってきた中で、実績の部分の報告があったわけですが、今回の部分は財源的には光をそそぐ交付金ということで、来年度以降の部分につきましてはまだ不確定の部分がございます。しかしこの事業につきましては実績、それから私も聞いております税務課とのいろいろな連携の中に二、三件そういう相談もあったということも聞いてございますので、そういうことも含めて精査をして、そして来年につなげるような部分があるかどうか、その辺も見きわめながら24年度相談窓口を開設してやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

委員長（秋山富雄君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長（瀬戸啓一君）

お答えいたします。

待機と言われます老人の方々につきましては、委員ご指摘のとおり高齢化社会、高齢者がふえていくということはだれが見てもわかることでございますので、それにつきましては今度の老健施設ができたからということ

で気を抜くことのないように締めてかかりたいというふうに思います。

同じように保育所の関係でございますけれども、保育所につきましても民設民営ということで大和町保育所も移行するわけでございますけれども、マックス120人が130人、140人というふうにある程度入る時代も来るかと思っておりますけれども、その辺も踏まえまして、できることであればすべてのお子様を認可保育所に入れるように、何らかのやれることにつきましては精いっぱい対応していきたいというふうに思う次第でございます。

以上でございます。

委員長（秋山富雄君）

4番平渡高志君。

平渡高志委員

55ページの予防費について、福祉課のほうにお尋ねをいたします。

がん検診事業の中で子宮頸がんの詳細、どのような年齢からどのような接種をするのか、ちょっと詳細なご説明をお願いいたします。

あと56ページの、先ほど前者が言いましたけれども薬剤、防疫剤。これは防疫対策事業として環境衛生組合補助の785万4,000円を24年、25年、26年の3カ年計画でやっておりますね、3カ年計画の中で。先ほど言ったとおり少し防除費を減らしたほうがいいんじゃないかというような、私も数年前からこの防疫剤については質問をしてみました。それで今、粉剤のほうを配布するというのでスミチオン、10キロなんです。やはりそれを私もいただいておりますけれども、使い切れない。逆に大変処理に困っておるところが結構ございます。それで、ぜひこれからまくところもあるというのであれば5キロ入りにするか、これは永久に500何万をずっと使えというのは下水管でもなっておりますし、昔みたいな衛生上悪くなっているわけではないんです。だんだんよくなっている中でこの事業をずっと続けていくということは、私も先ほど高平委員が言ったように、封筒のほうで10万何がしに20万何がしを減らしていながら、こっちのほうではたれ流している状態では、私はちょっとおかしいのではないかと。またこの衛生組合に対しても258万ずっとこのまま。やはり仕事が減ればそれも補助金を削減するのが筋かなと思うんですけれども、そこを大友班長は私の同

級生でありまして、今回3月で退職ということで、ぜひともこれを直してから退職していただきたいと思いますので、どうぞご答弁よろしくお願ひします。

委員長（秋山富雄君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長（菅原敏彦君）

平渡委員の質問について、私のほうからは薬剤関係の今、時代の流れと  
いいますか、必要な量の変化というふうなものを的確に把握して検討す  
べきであろうというふうなことでございます。本委員会の前者のほうでも薬  
剤関係の質問がございましたが、それぞれ各地区の行政区のほうで乳剤、  
粉剤、油剤、それぞれ容量等は1袋例えば乳剤ですと0.5リットル詰め、  
あるいは粉剤ですと3キログラム、あるいは油剤ですと一斗缶の18リット  
ルというふうなそれぞれの量がありまして、その必要量を集計しまし  
て、各地区のほうの環境衛生組合のほうに配布しておる状況です。流れ的  
には町場のほうの油を別なふうに、油剤なり何なりを減らすとか、そうい  
うふうな動きは当然、各行政区でも見直しをされていますので、そうい  
った見直しのもとにご要望のあった薬剤を適宜、お話をいただいて、それを  
まとめて町のほうで一括契約というふうな形でやらせていただいております  
して、それぞれ年々その地区ごとでも変化してございます。

例えば一つの例でございしますが、22年度は吉田地区で乳剤が32%ほど、  
大和町の中で32%が吉田、14.7、約15%が鶴巣、あと乳剤ですと吉岡地区  
が18%、落合地区が28%、これが23年度になりますと、吉田地区は32から  
26%と逆にこちらは減って、例えば油剤のほうにするとか、あるいは全体的  
に量を減らすとか、そういうふうな見直しはそれぞれ地区行政区のほう  
でもされておりますので、そういったものを一応の経過観察といえます  
か、そちらも含めて精査は一応、課としてもやっておりますので、今後、  
区長方ともご相談しながら、その辺の実数あるいは実績といったものを  
検討させていただきたいと思っております。あと具体のほうは大友班長  
のほうから答えさせていただきます。

よろしくお願ひします。

委員長（秋山富雄君）

環境生活課環境生活班長大友健一君。

環境生活課環境生活班長（大友健一君）

ただいま平渡委員からお話がありました粉剤の関係でございますが、粉剤につきましては平成21年から10キロ入りの袋詰めではなくて3キロ入りということで、軽量コンパクト化して使い残しのないむだのないご利用をしていただくということで変更をさせていただいております。

あと先ほど課長からもお話、説明したとおりでございますが、その地区の実情に応じて検討してくださいということでお願いをいたしておりますので、その中でこの補助金の金額についても減額検討といいますか、縮小の方向で考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員長（秋山富雄君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長（瀬戸啓一君）

平渡委員からのご質問でございます子宮頸がんワクチンの関係でございますけれども、これにつきましては13歳から16歳の中学生から高校1年生までの女性のお子さんに対する受診の助成でございますけれども、その費用並びに補助の内容、効果等につきましては、担当の専門班長でございます健康づくり班長の長谷 勝のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

委員長（秋山富雄君）

保健福祉課健康づくり班長長谷 勝君。

保健福祉課健康づくり班長（長谷 勝君）

平渡委員の質問に回答したいと思います。

まず、子宮がん検診のほうでしょうか、それともワクチンのほうに。検診、ワクチン。ワクチンにつきましては、対象が中学校1・2・3、それから高校1年生までということで、平成23年2月から始まっております。

子宮頸がんワクチンの接種につきましては3回やることとなります。1回目、2回目、1カ月か2カ月置いてやるんですが、3回目が6カ月後に実施するというので、3回やって終わりになるという予防接種になります。

今のところ女性だけですが、結構受ける方が多くて、対象年齢になっている方がほぼ希望しながら受けているという状況にあります。この事業は23年度までという事業だったんですけども、国の4次補正で通りまして、24年度も引き続き実施ということになっております。子宮頸がん等のワクチンですが、これと一緒に小児用のヒブと肺炎球菌もやっております。そちらのほうも大分接種率が進んでおります。ほとんど90%ぐらいの方はもう受けている状況になっております。

以上です。

委員長（秋山富雄君）

4番平渡高志君。

平渡高志委員

今、粉剤10キロ、私は10キロをいただいてもう要らないということです。ととっていないものですから、3キロになったのがちょっとわからなかったんですが。3キロになっても値段は余り変わっていないんだよね、補助費が。私は10キロをずっと皆さんに配って、むだでないかといっておいて3キロにさせていただいたんですけども、金額が余りにも減っていないということ、やはりこれを減らしていかなければ幾らほかのほうで節約しても、そしてこの早い話この公衆衛生組合ですか、これがあるがためにわざわざしなくてないというところもあるんです。しなくてもいいことをしなくてないという今の環境の中で、必ずこれはしなきゃいけないのかという、昔みたいに下水が完備していないボウフラ等々がわく中の事業をいまだに延々と続けていくということは、私はこれもおかしいと。見直すところは見直して、要らないものは要らないと、そういうふうにしていただかないと、いつまでたってもこの金額が残っていくということですので、これをぜひ見直していただきたいということ。

あと子宮頸がん、平成5年生まれの方が該当するかしらないかというのが

ちょっと、境があったような話も聞きました。それで富谷町ではさかのぼって接種を受けさせたというようなことも伺いました。それで大和町だけ何で平成5年生まれの人、境目の方々が受けられないということも聞いたものですから質問したんですけれども、そのことをちょっと、富谷とどう違うのか。わかっている範囲でよろしいですので、答弁をお願いします。

委員長（秋山富雄君）

環境生活課環境生活班長大友健一君。

環境生活課環境生活班長（大友健一君）

平渡委員の質問にお答え申し上げます。

外郭団体ではございますけれども、大和町環境衛生組合連合会という団体がございます。前に申し上げておりますが、各地区59の単位組合が連合した団体でございます。補助金の関係についても、私もそのように考えておりましたので、24年度において大和町環境衛生組合連合会と協議を進めながら検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

委員長（秋山富雄君）

保健福祉課健康づくり班長長谷 勝君。

保健福祉課健康づくり班長（長谷 勝君）

では、お答えさせていただきます。

子宮頸がんワクチンの予防接種ですが、国の施策で始まったものでありまして、基本的には中学校1年から高校1年までが原則になっています。富谷町だけは平成5年生まれの、ちょうど高校3年生になるんですが、高校3年生までを対象にしてやっております。大和町と富谷町で差が出たような感じになるんですが、私の知っている範囲内では富谷町だけがやっているという、ほかの町村はほとんどやらずに富谷町だけがやっているという状況にあります。

以上です。

委員長（秋山富雄君）

4番平渡高志君。

平渡高志委員

じゃあ大友班長、よろしくその点お願いします。

私、実はもみじヶ丘の方々に言われたもので。どうしても富谷ともみじヶ丘は比べられるところが多いんです。多分お母さんたちが話し合っていると思うんですけれども、やはり何かある場合は、そういう隣町と話し合った中で進めていけば余り差がつかないのかなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。答弁はいいです。

終わります。

委員長（秋山富雄君）

ほかに何人おりますか。

委員長（秋山富雄君）

それでは、休憩いたします。

休憩時間は10分間とします。

午後4時05分 休憩

午後4時13分 再開

委員長（秋山富雄君）

着席願います。

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番鶉橋浩之君。

鶉橋浩之委員

二、三、お伺いします。

まず老人福祉の関係で、先ほども出たんですが、この4月からオープンするまほろばの里、過般の介護保険料算定の際に、どの程度その部分の今

回の値上がりを見たのかということで、65名分というようなお話がありました。さっきの質疑の中の答弁に、別の施設からの移転の希望もあるというようなこともあったんですが、このまほろばの里の入居料のレベルといいますか、料金の設定はどの程度のレベルになっておるのか、お伺いをしたいと思います。

それから児童福祉総務費の関係、過般、安心子育て医療費助成事業、これは条例が可決をしたところでございます。24年度からスタートするというようなことで9,100万円ほどの措置費があるということなんですが、この医療費助成、いわゆる保険外の自己負担分を15歳まで無料にするというような事業になるわけなんですが、このパンフレット、説明書の中で、受診する際には健康保険証と一緒に受診票を大和町安心子育て医療費助成受給者証というんですか、これを窓口に提示することとなっております。お伺いをしたいのは、この国保にしても保険事業ですから、税が納入されなければ保険証が行っていないわけなんですけれども、問題は短期保険証とかそういうものの扱いとこの安心子育て医療費の関係がどうなっているのかという。

それから次の児童措置費ですか、子ども手当。これについては扶助費の中で約5億ほど措置をされておりますし、支給事業をさらに予算化されております。今回の予算書を見ると、各款の中で職員の手当の中で子ども手当というような項目が見えるわけなんですが、この職員に関する子ども手当は扶助費の中に含んでいないということに理解してよろしいのかどうか、お伺いをしたいと思います。

それから保育所の関係、すぎのこ保育園が安心子育て基金を使ってスタートするわけでございます。子育て基金、なかなかあのような優遇された基金というものは恐らくあとはないのかなというような思いもするわけなんですが、さっき待機児童の問題も出ました。それであれが完成すれば待機児童はさらに減るのか、あるいは人口増の関係で待機児童は相変わらずなのかというような部分の見通しをお聞きしておきたいわけなんですが、この補助金の中で見ている認可外保育施設の助成事業費450万円ほど、これを措置している施設数はどうなのか、あるいは人数はどうなのかという部分、さらにこれはこれで一つのなりわいとして認可外保育所というものがあるんだと思いますけれども、認可外保育所等々が完備してきますと、



この認可外保育所というのは今後どうなっていくのかという部分もあるんだと思います。それを行政としてどう考えるかというようなことを、もし考えていることがありましたらお願いをしたいと思います。

それから、去年の震災で環境管理センターにあのような大きな被害があったわけなんですけど、今は復旧している。かつて広域化事業の話もあったわけですが、特に今回、震災を含めて震災ごみの受け入れ等々、いろんなごみについての動きがあるわけなんですけど、本町のあの施設は昭和55年の稼働ですから、もうかなりの老朽化施設なんですけど、その後、広域の担当者レベルでのそういった動きがあるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

以上です。

委員長（秋山富雄君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長（瀬戸啓一君）

それでは、鷓橋委員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、まほろばの里の施設の入所料ということでございますけれども、これは委員ご承知のとおりそれぞれの区分、介護度1・2・3・4・5であれですけれども、標準的な数字になるかどうかはあれですけれども、介護5までの中間、介護3で見た場合、まほろばの里の多床室に入った場合、大体月6万円ぐらいでございます。これがユニットの部屋の個室に入った場合、9万近く、8万8,000円ぐらいというような金額になるようでございます。

それから保育所の関係でございますけれども、ご承知のとおり子育て基金を利用しての今回の民間保育所ということでございまして、先ほど桜井委員のご質問にも30人ぐらいの現段階で待機児童の方がいらっしゃるということでございます。この待機児童につきましても、細かい話は大変恐縮でございますけれども、希望されるお母様方が、産休が明けた場合、私はいつから仕事に行くからいつから預かってくださいとか、私は今仕事はこれですから何月ごろから、例えばことしの12月ごろからお願いしたいとか、いろいろなケースがございまして、待機児童は正直なところ流動的に

動いております。ただ、少なくとも2月末現在での待機児童は約29名という数字になっているところがございますけれども、これは今のとおりの内容でございますので、変動は出てまいります。この中におきまして認可外の保育所の関係につきましては、担当の子育て支援班長の浅野のほうから詳細にご説明をさせます。その前に、認可外保育所が今後、認可保育所がふえていった場合、民間がどうなるかということにつきましては、これは子供さん等々の動きもでございますけれども、結果としましては認可外保育所の子供さんが減るということは、これは紛れもない事実でございます。

詳細につきましては、子育て支援班長の浅野美代子のほうからご回答させていただきます。

委員長（秋山富雄君）

保健福祉課子育て支援班長浅野美代子さん。

保健福祉課子育て支援班長（浅野美代子君）

それでは、ご質問のほうに回答させていただきます。

補助金のほうの450万円の事業内容につきましては、認可外保育施設助成事業費の補助金になりまして、対象の認可外保育施設がことりの杜託児所、ちびっこランド杜のまち園、まほろば保育園、ヤクルト大和保育室になりまして、4月1日現在において利用児童数を6人以上入所させている事業者が対象になりまして、4歳未満児の保育を行っていることが要件になります。ゼロ歳から2歳までにつきましては9,550円です。3歳につきましては6,466円ということで、大和町から通園しておりますお子様を対象に補助金として施設のほうに交付している状況でございます。そのほかに認可外保育施設が今後どのようになっていきますかというご質問に対しましては、やはり先ほど課長のほうからお話ありましたが、やはり認可保育所との連携を図りながら、仮称ですけれども、認可外のすぎのこ保育園につきましては定員が最大で140から150人ということですので、待機児童のほうを少しずつ解消させていただきまして、認可外保育のほうにつきましてもやはり働くお母様が今ふえておりますので、多少は減りますが、横ばい状態になるのではないかというふうに見込んでおります。

以上です。

委員長（秋山富雄君）

町民課主幹櫻井修一君。

町民課主幹（櫻井修一君）

それでは、鶉橋委員のご質問にお答えしたいと思います。

安心子育て医療に伴います保険証、手続の際に保険証と受給者証を提示という形と短期保険証の関係でございますが、短期保険証につきましては中学生のお子様につきましては個別にカードで発行しておりますので、お子様につきましてはカードが手元にあるという短期世帯もあります。なので保険証と一緒にこれから郵送します受給者証とあわせて提示できるかと思っております。

それから、子ども手当のことでございますが、子ども手当の支給対象というか、我々公務員につきましては給料のほうに職場から支払われるということで、こちらの扶助費に掲載しておりますのは国民健康保険の世帯と社会保険の世帯の分でございます。

以上でございます。

委員長（秋山富雄君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長（菅原敏彦君）

それでは、鶉橋委員のご質問にお答えさせていただきます。

協議の継続化というふうな形でのご質問かと思っております。これにつきましては宮城黒川ブロックのごみ処理の広域化協議会というものがございますので、事務局が多賀城市というふうなことでご案内のとおりだと思いますが、平成22年12月に環境生活課のほうの前課長と担当者で出向き、多賀城市の当時の係の他課長等おりますけれども、そちらと打ち合わせ協議した中では、お互いの認識はあるんですけれども、なかなか幹事会のほうの動きとしては首長さん方の親のほうの会議の進みぐあいからすると動きがないというふうなことで、ちょっと事務局同士での打ち合わせはさせていただいて、今後どうするかというようなことでは意見交換もなされていた経緯はありますけれども、この後、幹事会あるいはトップのほうの会議とい

うものはまだ開かれていない状況がございます。一部、黒川行政のほうでも環境管理センターのほうの今の使用稼働の状況を見ますと、30年を経過したのかなという状況でございますので、今後、黒川としてのまとめといったものをきちんとやった中で、広域化の中で黒川がどういうふうな進め方をしたらいいのかというようなことで、一度4町村で寄って、黒川行政のほうの事業班と一緒に協力をさせていただきたいというふうな旨の事前の話の内容が出てきておりましたので、今後、4町村さらには黒川行政の事業班長と一緒に協力をしていくというふうな段階になるのではというふうに今考えてございます。質問にはなかなか難しい回答になりますけれども、平成22年以降は会議が開かれていない状況にはございます。

以上でございます。

委員長（秋山富雄君）

11番 鷗橋浩之君。

鷗橋浩之委員

希望の杜がそういうことで、まほろばの里ですか。そうするとこれは希望の杜あたりと比較して、それはどうなのかということもあわせてお聞かせをいただければと思います。

それから保育所の関係ですが、29名の待機児童。これはあれですか、町の施設、町立・認可保育所を含めて申し込んで入れないという方が29名であって、いわゆる大和町全体で保育所といいますか、そういう子育て支援の施設を使いたいという数と一致するんでしょうか。その辺をどういうふうに見ていますか。

それと、この認可外保育所の保育料のレベルというのは民間保育所、町立保育所と比べてどのようなレベルになりますか、ひとつお聞かせいただきたいと思います。どう把握しているかです。

それから子ども手当、これは公務員については扶助費ではないということで、わかりました。

それから、安心子育て医療費の関係ですが、保険証のカードを発行しているということで、そのカードと一緒に受給者証を提示するというようなことですね。そのカードというのは、これは現在どうなっているんです

か。例えば未納で分納誓約とか、何割か少し納めて短期の受給資格を得るとかというような部分もあるんだと思いますけれども、それも含めてカードと理解してよろしいんですか。

それからごみの関係では、これはしばらくは当面、55年のあの施設を本町では使っていく以外ないということの理解でよろしいのかどうか。

以上です。

委員長（秋山富雄君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長（瀬戸啓一君）

ご質問の特養ホームとその他の老人施設の費用の差ということでございますけれども、その平均という言葉は適切でございませぬけれども、介護3の方をとった場合、端的に計算してみたことがあるんですけれども9,000円ほど違ってまいります。希望の杜より9,000円ほど安くなるという実態が出てまいります。

それから保育所につきましては、これは鶉橋委員ご指摘のとおり、保育所はもみじヶ丘それから大和町保育所、菜の花保育園、これに現在、プラマイゼロで入れない方が少なくとも2月末現在で29名であったということでございますけれども、実際に今保育所を希望している子供さんの数という、実際という言葉は適切ではないんですけれども、実態としましては40数名ほどいらっしゃるというふうに把握しております。それはなぜかといいますと、やはり大和町はこのとおり面積が広い関係がございまして、どうしてももみじヶ丘の方が大和町保育所があいたから入りませんかといつても、大変申しわけないですけれども行きたくない、もみじがあくまで待つよという方もおりますれば、大和町に入ります、菜の花に行きますという方もあります。それでその日その日でその月その月で動きはあるんですけれども、延べ人数とっていいのかわかりませぬけれども、その辺は数字の誤差はあって大変申しわけないですけれども、40数名ぐらいはいるかというふうに思います。ただ、現在の実質的な2月末の判定にかかった中での動きの中では、総入所希望者と受け皿数の引き算をしますと29、約30名ぐらいの待機児童という形になってくるとい

うことでございます。

それから認可外保育所と認可保育所の料金の差でございますけれども、ご存じのとおり認可保育所は所得等によって変わりました、どの辺の所得を平均するといったいいのかわかりませんが、30代のお父さん、お母さん、40手前のお父さん、お母さんの一般サラリーマンの所得、大変申しわけございませんけれども、それをある程度の平均でとらえますと大体3万四、五千円ぐらいかと。公立の保育所、菜の花も含めまして。それに比べまして無認可保育所は年齢別で単価を決めておりまして、例えば3歳ですと3万5,000円、1歳ですと3万8,000円とか、2歳ですと幾らという、失礼ですけれども年をとって手のかからない子供さんは安い、手のかかる子供さんは高いというような計算方式をとっておりまして、所得は度外視、一律幾らという方式をとっていますので、トータル的には1割ぐらい高いというふうには見ております。

以上でございます。

委員長（秋山富雄君）

町民課主幹櫻井修一君。

町民課主幹（櫻井修一君）

先ほどの質問にお答えします。

カードの保険証ということで、ちょっと説明不足ですみませんでした。短期世帯につきましては、税務課のほうとご相談の上、納期を相談しまして1カ月、3カ月という形で発行しております。その中でお子様方の保険証につきましては、それとは分けていまして、通常の皆さんと同じような形でカードの保険証という形にしまして1年間という形でお配りしております。ですから単位保険証は世帯で一つの保険証なんです、お子様につきましてはそれと分けて、普通の方と同じような形で保険証はカード式でお配りしております。それを医療機関の窓口で提示することにより、医療助成を受けられるという形でございます。よろしいでしょうか。

以上です。

委員長（秋山富雄君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長（菅原敏彦君）

それでは、ご質問のほうにお答えさせていただきます。

ごみの広域化については、県の廃棄物対策課になりますけれども、そちらの手法での広域化事業というふうなことでの取り組みが多賀城、黒川郡、そういった1市何町というふうな17、当時あったようではありますが、そういうふうな取り組みがベターなのかどうかというような議論は、もう動きのない中ではなかなか難しい状況に動きとしてはなっていますので、黒川としての協議を深めていくというふうな方向で県のほうとの調整といえますか、その辺の指導も受けてというふうな形になろうかと思えます。これは今後4町村そして黒川行政のほうの事業班長等も入りまして、一緒に協議をした中で、県の指導もいただくというふうな方向になっていくのではないかと。ただ、財源的な問題とあと老朽化のほうの延命についてはどうなのかということですが、鋭意、震災後、復旧なり何なりの施設の維持補修を図りながら、何とか環境管理センターの延命に努めておりますので、そういった中でごみの量の収量といいますか、各町村の収量は大体横ばいというふうな状況にはございますが、何とか行政と連携を持ちながら、その辺は今後、協議をさせていただくというふうな形で考えてございます。

以上でございます。

委員長（秋山富雄君）

11番鶉橋浩之委員。

鶉橋浩之委員

保育所の待機需要から見ると40数名いるんじゃないかと、ただ点在しているんだというようなことで、これはこれでやっぱりこれらの対策も当然大事なことだと思うんですが、ひとつ今認可保育所等々で公立なり認可に入る子供さん方がある程度いい施設に入れるわけですから、これからもこの認可外保育の育成事業で、これはひとつもう少し厚くすることも視野に

入れていただきたい。一言だけご回答をいただきたいと思いますし、この子育て医療費はそうしますとあれですか、カードを子供さんに発行するんだと。それを持っていけばいいんだということになりますと7割分、仮に未納世帯であった場合、7割分というのは国保なら国保の会計を圧迫することになるんですが、その辺どうなんですか。それも簡単に一言で。

委員長（秋山富雄君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長（瀬戸啓一君）

保育所につきましては、もう待機児童とこれは離せない現実でございますので、実際先ほど町民課の方がお話しのとおり人口もふえておりますので、その辺も踏まえまして保育所についてはいろいろ対応できるように、待機児童が少なくなるように、これからも努めていきたいというふうに思います。

委員長（秋山富雄君）

町民課主幹櫻井修一君。

町民課主幹（櫻井修一君）

短期保険証につきましては県・国の指導で、子供につきましては個別に発行する。その世帯の保険料につきましては税務課のほうと協議して相談して納付していただく。医療費につきましては、子供さんですからそれは……。 （「はい了解、大変だな国保も」の声あり）

委員長（秋山富雄君）

ほかにございませんか。

9番馬場久雄委員。

馬場久雄委員

それでは、3点ほど簡単に説明をいただきたいと思います。

保健福祉課に2点です。17ページの使用料なんですが、ひだまりの丘の



使用料が487万6,000円。比較しますと研修センター110万8,000円なんです  
が、ちょっと大きいのかなというふうに思いましたので、何で使用料の収  
入が大きいのかということで一つ質問させていただきます。

あと今、前者の鶴橋委員のお話に関連するかもしれませんが、22ページ  
の県補助金の中の5目事業所内保育施設助成事業費に2分の1の24万  
9,000円。これは今いろいろな質疑があった無認可保育所に対する補助金  
というふうに理解していいのかどうか。その辺も事業所内となっていたも  
のですから、そういう解釈でいいのかどうかということをお伺いいたしま  
す。

それから、環境生活課のほうにお伺いいたします。環境美化推進員、こ  
れは56ページに書いてありますが、62名ということで、何回か会議を持た  
れているんだろうと思いますが、美化推進員に対する町からの要望、また  
おのおのの地域からの要望というものは、美化推進員さんの間でどうい  
ったものが提案されているのか。また改善するとすれば町からの要望はどう  
いったことを伝えているのか、その辺をお伺いしておきます。

それから冒頭、大崎委員から狂犬病のお話が出たんですが、この狂犬病  
関係に関しては、収入のほうからいきますと飼い犬の手数料というものが  
ありまして、さっき課長から説明ありましたように登録をして、注射済み  
票の交付手数料、あと狂犬病の予防注射の手数料というふうな形であるよ  
うです。狂犬病の予防注射と注射済み票の交付というものが必ずしも同じ  
でないんですか、注射済み票というのは注射をしたというあかしの票なん  
だろうと思うんですけれども、その辺でちょっと私が理解できない点もあ  
ったので説明を加えていただきたい。

狂犬病に関しては、これは犬のためというよりは、結局は冒頭にお話が  
あったように、人間がかまれたときに人間が病気にならないための注射だ  
ろうと思いますので、これはやはり人間のための注射だと思うので徹底し  
て、人間の安全のためにはやはり徹底してこれをやるためだと思うんです  
が。そして問題なのは、ちょっと聞きたいのは、前にも一般質問でちょっ  
と聞いたことがあるんですが、要するにこういった犬が1,000頭いる。猫  
は話にならないんですけれども、もっといるだろうというふうに言われて  
いる中、今ペットのいやしとかセラピーとか、人間に与える精神的な影響  
というのは大きいわけです。ですから人間と生活のかかわりが多いもの

を、死んだ場合にどういうふう処理しておるのか、その状況を把握しているのであればお聞きしたい。この項目の次に一般廃棄物の項目がありますけれども、そういった形で処理されているのかどうか、その辺をちょっとお伺いします。

以上です。

委員 長 （秋山富雄君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 （瀬戸啓一君）

それでは、馬場委員のご質問にお答えいたします。

まず歳入の民生費の使用料、ひだまりの丘の使用料でございますが、これにつきましては総額のうち420万円ほどがおふろの入浴料金でございます。それからいろいろとその他の使用料が若干ございますけれども、大半が入浴料でございます。

それから、5項5目の事業所内保育施設助成事業2分の1の24万9,000円につきましては、ヤクルト事業者さんが独自に託児所を設けまして、働くお母さん方から子供をお預かりしながら働くということで、現在6名のお子さんを預かっておりますけれども、それに対する2分の1の助成ということで県のほうから補助金が入ってきた内容でございます。

以上でございます。

委員 長 （秋山富雄君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長 （菅原敏彦君）

ただいまの馬場委員のご質問でございますが、環境生活課のほうは2点ということで、環境美化推進員の関係の事業の取り組みの中での町そして地区からの要望というふうなもの受け払い、そういったものをどういうふうにされているかということと、あわせて狂犬病注射済み票は当然徹底してやられるべきであるし、そういった中での愛玩動物といえますか、そういった効果の中での死去された場合といえますか、そういうふうな動物

が亡くなった場合の対応というふうな形で2点ほど質問がありましたので、具体的にはそれぞれ担当のほうから回答させていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

委員 長 （秋山富雄君）

環境生活課環境生活班長大友健一君。

環境生活課環境生活班長 （大友健一君）

それでは、環境美化推進員の関係でございますけれども、環境美化推進員の業務といたしましては防疫事業、害虫防除関係への協力とか、その地区内でございますごみステーションの清掃維持、あとは同じく地区内でございます公共施設の清掃維持、それからもし万が一その地区内に不法投棄等がございました場合については、町のほうに通報をいただくということでございます。事業内容としましては、町のほうで行っております内容につきましては、環境衛生組合の組合長、いわば区長方でございますけれども、同じ環境に携わる者ということの観点から協力をし合う、あとは意思の統一、そういったこともございまして、年に1回でございますが、環境に関する講演会を開催させていただいております。それに出席をいただいて、相互理解をして協力をいただくという内容でございます。

以上です。

委員 長 （秋山富雄君）

環境生活課主幹清水善治君。

環境生活課主幹 （清水善治君）

それでは、馬場委員の質問にお答えいたします。

飼い犬の手数料の件でございます。登録手数料と注射済み交付手数料と2種類ございます。あと狂犬病予防集合注射手数料の3種類がございます。登録手数料につきましては、犬を飼い始めたときに一生涯一度登録するものでございます。これは1回きりですので、その年によって登録される犬がまちまちであるということでございます。注射済み交付手数料については年1回の予防注射が義務づけられておりますけれども、これをやり

ましたという済み証の交付の手数料でございます。これは冒頭に課長が説明したとおり現在、1,000頭余りの飼い犬が登録されてございますけれども、これについて掲示をされてございまして、集合注射とあわせて交付済み手数料というものもちょうだいしているものです。

2点目、犬が死亡した場合、どのような処理の仕方があるのかということでございます。飼い主のほうから町のほうに処分について問い合わせがあった場合には、民間の墓地等を紹介させていただいています。飼い主がわからない犬につきましては、道路で死んでいるとかそういったものについては町で処理するわけでございますけれども、町には公営の火葬場がございませんので、丁重に紙に包んで燃えるごみというふうに処分させていただいております。

以上でございます。

委員長（秋山富雄君）

9番馬場久雄委員。

馬場久雄委員

福祉課のほうの認定につきましては了解しました。事業所内保育施設、ヤクルトの事業所6名ということで、そういったものに対する助成ということですね。

あとひだまりの丘に関しては、ちょっと私も勘違いといいますが、シルバー人材センターとかが入っているものですから、社協とか、そういったもののほうが大きいのかなというふうにはちょっと思った節もありましたので、おふろの使用料収入というふうには考えなかったものですから申しわけなかったです。

それで、あと環境生活課のほうの美化推進員のほう、非常に各地区1名ぐらいずつでやってもらっていますので、やはり年1回の講演会もあるということですから、これは相互に町からのいろんなお願いばかりじゃなくて、現場からの意見、さっきお話は余りなかったようですけれども、そういう意見も集約しながら、きれいなまちづくりに貢献していく美化推進員ですから、そういったお話がどういうものが出ているのかなということで尋ねたわけです。

あとは飼い犬関係なのですが、以前にこういう質問も同じ環境生活課に質問したことがあるんですが、死ねばごみだというか、やはり紙袋かビニール袋に入れて一般収集のごみに出せばそれでいいというふうな、昔の話ですけれどもそういうことがあったんです。今は川に投げる人はもちろんいないわけですから。ただ、さっき言いましたように、いろんなやしと一緒に家族の一員だなんていう人もおりますし、それだけ愛着がある動物の死骸ですから、今言ったように多分どうしたらいいんだらうとか、火葬場ないんですかとか、結構な問い合わせがあるんだらうと思うんです。ですから行く行くは人がふえていくということは、そういったことの問い合わせも大分多くなるんだらうと思います。ご存じのように仙台市の場合ですと松森にペット霊園がありまして、市民であれば普通の民間よりも定額でやれるというふうにも聞いておりますし、大和のほうにも二、三カ所の火葬場があるというふうにも聞いております。できるだけそういった形で問い合わせがあった場合には、そういう意向で親切に対応するのが課としての職務だなというふうにも考えるものですから。ちなみに幾らぐらい問い合わせがあるものですか。

委員長（秋山富雄君）

環境生活課主幹清水善治君。

環境生活課主幹（清水善治君）

馬場委員の質問にお答えします。

年間、犬の火葬等に関する問い合わせがどのくらいあるかということでございますけれども、ホームページなどには掲載してございませんので、やはりそういった飼い主から大事な飼い犬が亡くなったときの処理、どのようにしたらいいですかということでございますので、それは先ほど馬場委員が申したとおり、なかなか一般ごみで大丈夫ですというふうには申し上げられませんので、大和町内にも民間が何カ所かございますので、そちらで火葬していただいて葬ってくださいというようなお答えをさせていただきます。年間どのくらいあるかというと、やはり10件あるかないかというくらいの件数でございます。

以上です。

委員長（秋山富雄君）

9番馬場久雄委員。

馬場久雄委員

今の死亡した犬、猫、鳥とかに関しましては、火葬場というふうなことですけれども、なかなか公的機関からどここの民間のペット火葬場を紹介するといってもできない点もあるかもしれませんね。例えば民間にペットの病院がありますね。そこに行ってこういうふうにして死んだんだけど言えば、民間同士だから、ああこういうところがありますと言えるけれども、大和町にはこういうふうなこれこれがありますよくらいは言えるのかどうか、そういった形でやれば親切なのかなと。公営のそういう火葬場がないだけに、そういったところも研究する必要があるんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

委員長（秋山富雄君）

お諮りします。本日の会議時間は議事の都合により、午後5時を過ぎても時間を延長して審査を継続したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

委員長（秋山富雄君）

異議なしと認めます。よって時間を延長することに決定しました。

ほかに。

16番桜井辰太郎委員。

桜井辰太郎委員

それでは、第3款民生費社会福祉費の中の生活保護と事務費あるいは生活保護についてお伺いをいたします。

この生活保護については、保護受給している方への指導というものが非常に難しい面もあるかと思えます。もちろんこのケースワーカーの方は、例えば新人であったならばなかなかできないという事業だと私は思ってお

ります。なぜならばお金にかかわることであり、支給する支給しない、そういうふうなことや、あるいは利用者がさまざまな生活上の課題を抱えて生活保護を受けている、そういうふうな事例もあります。例えば精神障害もそのとおりだと思います。このようにこういうことをどうやって解決し、そして社会復帰できるかというふうなそういう指導というものについて、非常に苦渋がされる部分があるかだと思います。そういうことを考えると、このケースワーカーをさらにメンタル的にケアできるようなシステムが係の方への対応があるのかということをお伺いいたします。

それから、環境衛生費の環境衛生総務費、これはごみの問題なのですが、ごみの減量についてはこれまでもいろいろと計画を立てながら、リサイクルあるいは細かく分別したり報奨金を出したりして、ごみをなるべく減量していくということでこれまでも推進してまいりましたが、ことしもそういうふうな状況であると思いますが、特に震災による瓦れきが今3カ所ほどに置かれておるわけでありましてけれども、一時的に置かれたこの瓦れきの処理については3月いっぱい、4月まででしたか、それぞれ処理をしてその土地をもとどおりにして返すということでありましてけれども、この処理がどのように今度の予算の中でさらに進められようとしているのか。そのことをまず2件、お伺いいたします。

それから介護費でございますが、保険給付費の中の介護予防サービス、今回の介護予防サービスの計画には自立支援といった事業もあるわけですが、この自立支援について、今までも軽度の要介護者とか要支援者を対象に予防を重視した形のシステムをつくりながら実施してまいりましたが、この効果というのはじわじわとあらわれてきているのかということもお伺いいたしますし、さらに軽度の要支援者あるいは要介護者の方々がこれから団塊の世代がどんどん退職して年を重ねてくるわけでありまして、おのずとして後期高齢者がふえてくるわけでありまして。ですから後期高齢者がふえてくる予測の中で、さらに予防というものが必要ではないかというふうに私なりに感じるわけです。特に水際作戦のような介護予防事業の計画をつくりながら、それに基づいてどんどん啓発指導というものがさらに必要なことになってくるのではないかというふうに。なぜならば私がさっき申し上げたように、団塊の世代の方々がどんとふえることによって、そういう後期高齢者の介護を受ける年齢が多くなっていくという実情

が発生するんじゃないかというふうに考えますので、この予防事業についてどうこれから進められていくのか。そのことについてお伺いをいたします。

委員長（秋山富雄君）

皆様方に申し上げます。質疑、答弁については簡潔明瞭に行うようご協力願います。

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長（瀬戸啓一君）

桜井委員のご質問にお答えします。

まず生活保護についてでございますけれども、本町には現在250人ぐらいの方が生活保護支給対象となっております。この方々につきましては委員ご指摘のとおり生活の復帰、いわゆる支給の申請手続の指導そのものと、その方が生活保護の対象になるか、ないしは生活保護として継続できるかという指導事務と、さらには生活指導と大きく二つに分けた中で対応しなければならないんですけれども、本町としましてというよりもこの制度上、町村としましてはこの予算の傾斜のとおり6万8,000円の中であくまでも事務指導、申請指導という対応をしております。ただ、それはそれにしましても当然これは同じ町民の中のお一人でございますので、生活指導の部分につきましてもいろいろな面でご相談、対応はしているという内容でございます。ただ、ケースワーカーの指導等につきましては、これは毎年研修会等を行っております、基本的にケースワーカーの研修でレベル向上と、これしかないのかというふうに感じております。

それから介護予防サービスについてでございますけれども、この介護予防サービス、自立支援等でございます。特に要支援の軽い方等につきましても、やはり委員ご指摘のとおり、具体的な名前を言いますとお口教室とかお元気教室とか、要は前期高齢者等々の方も含めまして、やはり介護にならないための出前講座は一生懸命やらせていただいております。ただその中で効果が出ているのかといいますれば、それは先ほどの介護と比例、反比例する部分もあるかもしれませんが、少なくとも私も一緒に出前に行った際に感じますことは、やはりご高齢の中でも昔の高齢者と比べ



である程度お元気になっているなといえますか、これは医学的なものと言われればそれまでかもしれませんが、全体的に今はお元気な老人が多いというふうには感じておりますので、今後もこの出前重視という形で対応していきたいというふうに考えております。

委員長（秋山富雄君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長（菅原敏彦君）

それでは、桜井委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

ご質問は震災瓦れきの処理というふうな形で、大和町におきましては三つの場所を仮置き場というふうな形でやりましたけれども、2カ所ほどはもう整備で復元を終えておりますので、今は最後の落合の部分の三ヶ内ということでございます。現在、事業の中で委託契約し、最後の整理としましては10センチほどの表土をはいで、そしてあと一部盛り土の覆土をして、そしてならして終了するというような整備の方法も最後に含めておる内容でございましたので、とりあえずこの事業の予算の中で23年度執行の3月いっぱいまでの中で、とりあえず整備・復元という形でさせていただくというふうなことでございます。一部ごみ等の精査といえますか、そういったものは担当の所管課である生涯学習課とも連携を図りながら、あるいは利用になる皆さんのほうにもご説明しながら、どうかということで確認はさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

委員長（秋山富雄君）

16番桜井辰太郎委員。

桜井辰太郎委員

生活保護につきましては、そのように生活指導をどんどんレベルアップしながらやっていくというお答えでありますけれども、そのとおりだと思います。なぜならばワーカーの方々というのは1対1でいろいろと話をし

てくるわけでありますから、1対1というのは本当にその人にとっては心が痛む、あるいは精神的に苦慮する部分がたくさんあります。ですからそういう指導をなさる方へのケアというものは、課長を先頭に課内全体の中でフォローしていくという、そういうことがいかに必要かということを感じております。さらに他人の生き方に入っていくわけですから、他人様の生き方に入られた方というのは相当興奮することだってあります。ですからそういうことを解決できるように、常に話を聞いてあげながら信頼関係が結べるような勉強会というものが私は必要だという、もちろんやっていると思いますが、そのことについてもお願いします。

さらに、介護保険でありますけれども、やっぱりそういうふうに介護保険については介護を受ける前のサービスというものが非常に大切かと思えます。そうすることによって医療と福祉というものを結びつけるような、そういう事業などもこれから求められることにもなりますけれども、そういうことに気を配りながらこれからも行政サービスとしてやってほしいということでございます。

最後になりますけれども、震災ごみにつきましては広場に置かれた預かった一時ごみを片づけているわけでありますけれども、23年度の事業の中できちんとやっぱり片づけて、そしてもとの広場に戻していくということでありますから、私もそれを願います。さらには12月28日で締め切ったわけでありますけれども、ようやくにしてその一部仮置きについて登録をしておいた方々は、処理はできるわけでありますけれども、おくれてしまった方などもおることもありますけれども、このことの要望がやっぱりあるような気もいたしますけれども、これは課長から。

以上です。

委員長（秋山富雄君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長（菅原敏彦君）

それでは、ご質問の内容でございますが、一部これからというふうな取り組みの方、若干窓口のほうにも2月、3月で1人、1人というふうな形では確かにおいでになりましたけれども、今現在の取り組みについては環

境省の補助事業での取り組みだということで、大変申しわけなくというふうな形で説明した上でご理解を賜っている状況でございます。今後というふうになりますと、これは新たな制度であるいは町単でというふうな形のご意見等も質問あるかと思いますが、とりあえずは23年度環境省事業のごみ処理の中での対応でご理解を賜っている状況でございます。よろしくお願いたします。

以上です。

委員長（秋山富雄君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長（瀬戸啓一君）

先ほどの生活保護の関係でございますけれども、我々職員も含めましてケースワーカーも含めまして、我々ケースワーカーの経験も踏まえまして勉強会重視でレベル向上していきたいというふうに努力したいと思いません。

それから介護予防につきましては、先ほどもお伺いしましたとおり、出前を重視しまして、やっぱり予防対策と。これはどうしても身内に近隣に発生して初めて感じる方もおられますので、その辺も踏まえまして予防重視と。さらには多くの方々への気配りというものを重視しまして、多くの方に浸透されますように努力したいと思いません。

以上でございます。

委員長（秋山富雄君）

ほかにありませんか。

10番浅野正之委員。

浅野正之委員

簡単に。説明書の18ページです。14款2項1目1節の住民票手数料それから諸証明手数料、税務手数料、住民基本カード交付手数料、昨年と全く同額を計上しております。そのほか住民票の閲覧手数料というものも、これはないんですか。私はあったやに記憶しておったんですが、その辺のと

ころを教えてください。

あと簡単に、もう1点だけ。本当は6項目あったんですがやめますから。57ページの4款2項1目、5款1項10目のごみ埋立場維持管理費30万5,000円。これは宮床山田の埋立場、今まで経過措置も見て、いつまでどのような管理をなさっておくのか。跡地利用についてどのように今年度は考えておるのか、それだけで結構であります。簡単に。

委員長（秋山富雄君）

町民課窓口サービス班長村田良昭君。

町民課窓口サービス班長（村田良昭君）

浅野委員のご質問にお答えします。

閲覧手数料は3件か4件ありました。それにつきましては住民票の手数料のほうに入っております。ここの内訳としては出ていないんですけども、住民手数料と同じ款項目のほうに入れております。大体、1件当たり行政区一つか二つということで、その例えば一つの行政区を見るとなったら、例えば10人しか抽出しなくても50人でその地区を割って、それ掛ける200円で手数料をいただくような形になっております。年間1万5,000円ほどいただいているような形になっております。その手数料につきましては、14款2項1節の住民票手数料の中に含まれているということでご理解いただきたいと思えます。

以上です。

委員長（秋山富雄君）

環境生活課環境生活班長大友健一君。

環境生活課環境生活班長（大友健一君）

浅野委員のごみ埋立場山田処分場の跡地利用の関係でございますが、現在、地元のほうと協議をさせていただきまして、管理と申しますか草刈りをさせていただいている状況でございますが、その中で今後どのような利用をしていったらいいのかということで、今後も地元と協議の上、進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（秋山富雄君）

10番浅野正之委員。

浅野正之委員

住民票の閲覧手数料、これは条例によって徴収されるものですから、では条例上は住民閲覧手数料も一緒にどうのこうのという条項があるんですか。そこをちょっと確かめさせてください。

それから埋立場です。大分経過しましたよね。私もその前に住んでおるんですから一番詳しくわかっているんです。ですからあの状態をよく、末端のごみ集積場なんていう話も一時期はあった。今回の震災を経験して一時ストックの場所にどうでしょうかなんていう話もあったんですが、そんなことはあり得るはずがないだろうと思いますが、もう少しやっぱスピード感を持って。必ず聞こえはいいんです。住民と相談しますからということ。要は結果を形にするということですから、それが大事なんですから、それを十二分に意を締めて取りかかってもらいたい。

以上。

委員長（秋山富雄君）

町民課窓口サービス班長村田良昭君。

町民課窓口サービス班長（村田良昭君）

すみません、住民閲覧につきましては要綱によって定められております。手数料につきましては住民票手数料に含まれていると思いますが、再度確認はさせていただいてご報告させていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

委員長（秋山富雄君）

10番浅野正之委員。

浅野正之委員

これはすべて条例によって徴収しているんです。何でそんな住民票の閲覧手数料は別個の扱いをするんですか。じゃあこれは条例に関係のないあれですか、手数料なんですか。

委員長（秋山富雄君）

町民課窓口サービス班長村田良昭君。

町民課窓口サービス班長（村田良昭君）

先ほど言いましたように、住民票手数料の中に閲覧手数料が含まれているということになります。住民票と同じように手数料の条項として要綱で設けられておまして、それによって住民票手数料の中に入れるということになっております。

委員長（秋山富雄君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長（菅原敏彦君）

ただいまの委員の質問でございますので、地元の区長さんあるいは仮払い等をいただいている団体の皆さんとよくよく協議をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

委員長（秋山富雄君）

ほかにありませんか。

8番堀籠日出子委員。

堀籠日出子委員

ありがとうございます。それでは、先ほど住基カードについて質問をしたわけですがけれども、その中で10年前で機械が600万円という高額であるということをお答えいただきました。それで、この住基カードを持っても窓口で証明書をとるときは今までどおりの申請書を書いて、そして窓口で必要な証明書をとるというふうになるのでしょうか。そしてまたこの住基カードの発行枚数が多くなっても、これは窓口業務としては軽減には

つながらない、今までどおりの業務だということになるのでしょうか。そしてまたこれからの住基カードの発行について、今後の取り組みについてお伺いいたしまして私の質問を終わらせていただきます。

委員長（秋山富雄君）  
町民課長内海賢一君。

町民課長（内海賢一君）  
堀籠委員の質問にお答えいたします。  
カードを持っていても、申請書を書いていただいて発行することになります。こちらの控えとしまして残るようになりますので、そのようお願いしたいと思います。  
今のところ自動交付機がありませんので、窓口の手数としては今までと同じようになります。  
あと発行に関しましては、その人の希望とか使用用途もありますけれども、町としては皆さんに使っていただいて、発行はしていく予定であります。  
以上です。

委員長（秋山富雄君）  
ほかにありませんか。  
「なし」と呼ぶ者あり  
ないようですから、これで町民課、環境生活環境、保健福祉課の所管の予算については質疑を終わります。  
本日はこれで散会いたします。  
ご苦労さまでした。

午後5時20分 散会